

## 会議録

会議の名称		令和6年度第1回つくば市きれいなまちづくり行動計画検討専門部会		
開催日時		令和6年(2024年)8月22日(木) 開会14:30 閉会16:30		
開催場所		つくば市役所 コミュニティ棟1階 会議室1		
事務局(担当課)		生活環境部環境保全課		
出席者	委員	野中 勝利委員(部会長)、丸井 敦尚委員、北浦 伸幸委員、木下 潔委員		
	その他	市民部市民協働課、都市計画部都市計画課、建設部道路管理課、建設部公園・施設課、建設部住宅政策課、生活環境部環境政策課、生活環境部環境保全課、生活環境部環境衛生課 コンサルタント：株式会社総合環境計画(永井、瞿曇)		
	事務局	伊藤 智治生活環境部長、植木 亨生活環境部次長、山崎 剛環境保全課長補佐、西村 孝之係長、藤田 智子主査		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0人
非公開の場合はその理由				
議題		第6次つくば市きれいなまちづくり行動計画(素案)について		
会議録署名人		確定年月日	年	月 日
会議次第	1 開会 2 専門部会長の選出 3 議事 第6次つくば市きれいなまちづくり行動計画(素案)について 4 その他 5 閉会			

1	<p><b>開会</b></p> <p>事務局：本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第1回つくば市きれいなまちづくり行動計画検討専門部会を開会いたします。本日司会を務めさせていただきます環境保全課の山崎です。本日の出席状況ですが、専門部会委員5名のうち、出席は4名ですので、半数に達しております。つくば市きれいなまちづくり行動計画検討専門部会設置要項第4条の規定によりまして、会議が成立することを御報告いたします。本専門部会でございますが、公開させていただき、傍聴者も資料の閲覧が可能です。御発言の際は、挙手、氏名ののち、マイクの使用をお願いいたします。早速ではございますが、次第の方に移りたいと思います。</p> <p><b>2 専門部会長の選出</b></p> <p>事務局：まず次第2 専門部会長の選出に移ります。つくば市きれいなまちづくり行動計画検討専門部会設置要項第3条の規定によりまして、部会長は委員の互選によって選出することとなっております。どなたか委員の先生方から御意見ございますでしょうか。</p> <p>丸井委員：産業技術総合研究所の丸井と申します。専門部会長を選出するにあたりまして、私はつくば市環境審議会の副会長をしておりますけれども、筑波大学の野中先生が都市デザインの専門であられるということで、ぜひ推薦させていただければと思います。</p>
---	--

事務局：ありがとうございます。ただいま丸井委員から野中委員を専門部会長に推薦する意見がございました。委員のみなさま御意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。野中委員はよろしいでしょうか。それでは専門部会の会長に野中委員を決定させていただきます。野中部会長から御挨拶をいただきたいと思えます。

野中部会長：筑波大学の野中でございます。本日専門部会としては第1回ということですけれども、前回環境審議会の方で第5次の行動計画について、またアンケート調査についても御議論いただいたところでございます。私は欠席しましたけれども会議録は拝読させていただいております。本日は第6次である次期行動計画についての議論を進めるということになりますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局：野中部会長ありがとうございます。専門部会設置要項の第4条の規定によりまして、以降の議事進行につきましては野中部会長にお願いしたいと思います。それでは野中部会長よろしく願いいたします。

### 3 議事 第6次つくば市きれいなまちづくり行動計画（素案）について

野中部会長：それでは専門部会設置要項の規定により、議事を進めさせていただきます。スムーズな進行のため皆様の御協力をよろしく願いいたします。それでは次第に沿って議事を進めてまいります。第6次つくば市きれいなまちづくり行動計画素案について、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局：（行動計画素案第1章～第3章及び第5章の概要を説明：資料2参照）

野中部会長：ありがとうございます。ただいまの第4章を除く第1、2、3、5章の説明がありましたが、質問や意見はございますか。

丸井委員：丸井でございます。9ページのところで、事業に対する満足度・重要度というマトリクス図がありました。非常にわかりやすくていいかなと思ったのですが、ここでとられている軸が平均値になっていますが、平均値を使った理由は为什么呢。

永井：事務局に代わりましてコンサルの方から御回答いたします。重要度平均と満足度平均を軸にという形だったのですが、別のアンケートやほかの自治体で行っているアンケートをもとに評価をさせていただきました。そちらについても、全体を見てどういった評価を受けるかというところが評価軸として考えやすいというところがあったので、平均をもとにこの事業全体の中で各事業がどのくらいの位置付けなのかというところを示すのに適していると考え、こちらの方を区切らせていただいたような次第でございます。

丸井委員：ありがとうございます。ただいまの御説明非常にわかりやすくてよろしいかと思えますが、最後の部分 PDCA ということで、いろいろな事業を見直すことがあると思うんですね。みなさんは平均して何となくいいなと思っているというところよりも、市としてはせめてここまできかなければいけないというハードルを決めることは大事かなと思えますので、その象限の設定の見直しも含めて、いずれかのタイミングでまた御検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

野中部会長：ありがとうございます。

北浦委員：市民委員の北浦です。今の9ページとそれから8ページの関連性といいたしでしょうか。8ページは、アンケートそのものの回収率が25%、1/4くらいですね。その中で、事業を知っている割合は非常に低い。一斉清掃事業以外はものすごく低い。その人たちが満足度・重要度を回答しているので、数字的に全体を合わせているかどうかというのが危惧されるといいますか、そこを補うコメントしたうえで、言い訳なんですけど回答していただいた方からの意見をまとめるとこうなりますよという風にした方が、公開するにあたり納得してもらうためにはいいと思いました。

事務局：御意見ありがとうございます。

野中部会長：N=469 となっていますけれども、そもそもその数字が回答率とともに示されていた方が読み取る側としてはわかりやすいのかなという御意見かと思えます。

木下委員：10 ページの本市の将来像について、たぶんアンケートの中で出てきた回答だと思うのですが、アンケートの答えられた方々は結構な割合で都市部といいますか、旧学園都市の中の人が多いと思うので、その中で30%以上の回答があるのはやはり都市部に緑や公園というのがすごく言われていると思うのですが、周辺部の方と比較して何かこういう意見がありますよという、そういう評価はされていないですか。もし評価をされているのであればお願いします。

永井：私から回答させていただきます。こちらについては、単純集計で示させていたしておりますが、他に分析結果として地域別でどのような結果があるかや、地域別だけではなくて居住年数別でどのような意識が変わってきているかというところも今分析をかけているところがございます。そのため、アンケート結果報告という形で資料3に示させていただいておりますが、次の機会にそのほかの分析結果など、今回いただいた意見を踏まえまして、また新たにこういった傾向があるとか、そういったことを示させていただければと思っております。

木下委員：ありがとうございます。

野中部会長：アンケート調査については、御意見がいろいろとあるかなと思うのですが、少なくとも重要度については加重平均で1、満足度が0.2なのでそもそも満足度を1にもっていくようなことが、丸井委員もおっしゃっていたように、やはり平均が右にどんどん移っていくことの方が大事かと思いました。そのほかいかがでしょうか。

北浦委員：アンケートの調査結果については、この後今日の会議では議論することがあるのでしょうか。

事務局：今回の会議では、素案についての議論を進めていきたいと考えておりますので、資料3の方は参考資料としてご覧いただければと思います。

北浦委員：先ほど木下さんからお話がありましたが、やはりクロス集計をしてほしいです。地域別というのもありますし、各年齢を問うていますので、年齢別にどういう風に考えているのか、都市部の中心部の方と山間部の方は、たぶん考え方が違うと思うので、それを踏まえてどうするのか、施策に反映するのかというのを検討していかないと、都市部だけでこうですと言ってしまうとちょっとまずい方向になると思うので、そこはクロス集計していただきたいなと思います。

事務局：次回の第2回の会議までには、クロス集計を行いまして、そこから見えてきたことについて、計画に反映させたいと思っております。

野中部会長：ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは続きまして、第4章 15 ページ以降について進めたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

事務局：(行動計画素案第4章の概要を説明：資料2参照)

丸井委員：すみません、ちょっとだけいいですか。ここから先は各課からの説明のところで、先ほど北浦委員からのお話もあったアンケートの内容は加味しないで、まず市の考えを議論するというところでよろしいでしょうか。

事務局：今回のアンケート調査結果から、現時点で施策に反映できることについては担当課から説明いたします。

野中部会長：わかりました。それでは、第4章の施策内容について、事業担当課から説明をお願いしたいと思います。議論については施策が大きく4つありますので、施策ごとに各事業の説明を受けたあと御意見などをいただければと思っております。それではまず施策1ごみの投棄対策について、担当課から説明をお願いいたします。

各課回答：(行動計画素案第4章の事業概要を説明：資料2参照)

(環境衛生課：施策1事業1)

(道路管理課：施策1事業2)

(公園・施設課：施策1事業3)

(環境保全課：施策1事業4、5-1)

(環境政策課：施策1事業5-2)

(環境衛生課：施策1事業6)

(環境保全課：施策1事業7)

野中部会長：ありがとうございます。ここまでが施策1ごみの投棄対策となります。この施策について、続けて事前質問をいただいておりますので、それに対する回答をいただきたいと思っております。まず質問番号1について担当課から回答をお願いします。

環境衛生課：質問番号1不法投棄対策事業の御意見としまして、不法投棄させないための対策と不法投棄された廃棄物の処理を分けてはいかがでしょうかという御意見をいただいております。不法投棄対策事業におきましては、不法投棄させないための対策及びされた後の処理というよりも、この2つは非常に密接な関係にありますので、分けて一緒にの方が良いかと考えています。以上です。

環境保全課：質問番号2の飼い犬のふん放置対策事業について、ふんを放置する方は何言われても放置は続けてしまうし、イエローカードなどを無視してしまうことがあるので、ふんの放置は軽犯罪であるということをおわかってもらうような対策が必要ではないかという御意見をいただきました。御指摘のとおりで、何度啓発したところでふんの放置を繰り返してしまう方もいらっしゃるかと思いますし、また放置することは実際軽犯罪に当たる行為ですので、現在配っているような啓発物品などにも、犯罪なんですよということを明記することで、啓発の効果がまた違ってくることもあるかと思っておりますので、そういったところの記載等について検討していきたいと考えております。以上です。

野中部会長：ありがとうございました。それではまとめてになりますけれども、施策1ごみの投棄対策について各課からの御説明と事前にいただいた質問も含めて、委員の方々から御意見・御質問等あればお願いします。

木下委員：今の御意見一覧の1番に結構関連すると思うのですが、ごみの投棄対策というタイトルではあるんですけど、投棄されたものをどうやって拾っていくかといった話ばかりで どうやって投棄させないかというところがすごく薄いように思うのですが、なんとかならないでしょうか。要は市内一斉清掃事業とかアダプト・ア・ロード、アダプト・ア・パークについて、ごみを市民がボランティアで拾いましょうという形で、本当はごみを捨ててもらいたくないんですけど、それを市として強いメッセージをあまり感じなくて、とにかく頑張って拾いましょうみたいな感じだと、ボランティアなんかやってられないなどどうしても感じる。どこの誰が捨てたかわからないものをなんで拾わなくてはいけないかというのが、やっぱり気持ちとしてどうしてもあって、それを市が掃除道具を貸してあげますと言われても、もっと根本的に捨てないように市としてメッセージがあって、それが間に合わないから助けてほしいという感じであれば市民も頑張るんですけども、そうでなくて最初から市民だよりだどちょっと辛いなというのは正直この施策から感じたのですが、そのあたりいかがでしょうか。

環境衛生課：御意見ありがとうございます。まさにおっしゃるとおりでして、特に市内一斉清掃事業におきましても、市民の多くの皆様に参加いただいていることで、そもそもを拾う人はごみを捨てないという意識の啓発も含めての市民への浸透というのを第一の目標としており、ごみを拾っていただくこともそうなんですけど、そもそもそ

のごみを捨てられている現状を多くの市民が見ていただくことで、ごみを捨てない社会、地域というものを目指して考えている事業でございます。また、先ほどもおっしゃっていただいたようにいろんな道路であっても公園であっても、いろんなところでごみが捨てられている現状の中、市民にまず第一に捨ててくださいというのはやっぱり本末転倒な感じは正直ございますので、そうではなくて、そもそも不法投棄を許さないさせないというような何かその強いメッセージ性のあるようなことも、今後考えていかななくてはならないと考えています。以上です。

木下委員：ありがとうございます。ぜひそのメッセージ性のところ1番最初に持ってきていただきたいなと思います。やっぱりごみを捨てる人は、犬のふんもそうですけど、悪いと思わないみたいで、どうしても捨てる人は捨てるんですよ。つくば市内に住んでいる人ではなく、よそから来てポイっと捨てて帰ってしまう人がいて、それを地元の人たちが拾わなければならないと、どうしてもそういう気持ちになるので、つくば市ではそういうことを許さないよという強いメッセージを市からなにか出していただけたらまずそれが1番かなと思います。よろしくをお願いします。

環境衛生課：ありがとうございます。

野中部会長：それでは、その辺のメッセージについて少し工夫していただければと思います。

丸井委員：丸井でございます。この事業に対して、本当は言いたいことがたくさんあるのですが、今日は3つだけこの場で申し上げたいなと思っています。簡単な方から申し上げますと、河川環境保全事業のところにはありましたが、事業5-1のところでは人が少なくなっているという話があり、事業5-2のところでは教育を含めてという話をされていましたが、ここで川が大事だとか、川の有用性についての教育をされた人たちが、事業5-1のところの監視員になることはあり得るのでしょうか。それともそういう教育はしないのでしょうか。回答がないようですので私から申し上げますと、例えば高校生くらいになれば十分に教育を受け、水質を監視する側にもなれると思っていますので、お子様の成長と共に、ゆくゆくは監視員になっていただくような方向で教育を進めていただけたらと思っています。それはまず1番簡単なメッセージでございます。2番目がちょっと難しくなるのですが、各事業に成果目標が書いてありますよね。数字を見るときちっとした数字がいっぱい並んでいるから、なんとなく雰囲気で作っているのかなという気もしないでもないのですが、これはPDCAサイクルを回す上で、この成果目標を達成するとどのくらい有用性がある、例えば経済的な評価をしていくくらい効果があるとか、経済だけではないと思うのですが、この目標値を達成することによってどこまで改善されるとか、きれいなまちづくりがどこまで進むとかいうのは、書かなくてもいいけれどもそれぞれの課の中で持っていてほしいなと思いますが、いかがでしょうか。だんだん難しくなるから回答も難しいと思いますが、例えば、今その1番最初にやった市民のアンケートの回答率が25%ぐらいで、1/4くらいの方しか興味を持っていないというのが、この目標値を達成することによって5年後には30%とか50%になるというようなことも含めて、どれだけ進んだかあるいは経済的にどれだけ市のためになったのかというところを、内部的な情報としてしっかり聞かれた時にはお答えになれるように持っていていただけるとありがたいなと思っています。続けて1番難しい質問だと思うんですけども、1番最初の9ページのアダプト・ア・ロードとアダプト・ア・パークというのが1番市民に馴染みがないというか、マトリクス図において改善項目のところプロットされていたのですが、このネーミングが悪いのではないかなと思うんです。高齢の方々とかお子様には馴染みのない言葉だと思うんですね。しかも、道路の里親制度とか公園の里親制度とか擬人化の表現が使ってありまして、里親ということに対してみんながいいと

思うわけではないんですよ。そんなことしたくないよという人も必ずいると思うので、例えば最近の環境省の法令などを見ますと、アダプト・ア・パークに対して公園環境維持回復活動とか、そのような日本語で誰も反対しないような言葉にした方が、馴染みがあって皆さんも参加しやすいのではないかと思います。第5次計画までアダプト・ア・パークとアダプト・ア・ロードと言っていたので、それを継承するという気持ちも十分わかるのですが、アンケートの結果だめだという結果が出ているのだから、それこそ PDCA サイクルにのっとって、もうちょっと分かりやすくして老若男女に御理解いただいて参加いただけるような、例えば先ほど申し上げました公園環境維持回復活動のような環境省の言葉もございますので、そういったところに直すことも検討の一部に入れていただけるとありがたいと思います。よろしく願いいたします。

野中部会長：ありがとうございます。

公園・施設課：御意見ありがとうございます。確かにアンケート結果を見ますと、かなり認知度が低いというところがございますので、そういった面も含めまして、検討させていただきます。

野中部会長：たぶん以前、第5次計画かその前か、国の施策でそういったネーミングでのそういう施策があったので、それを受け継いでいるということがあるのですが、いわゆる名称についても時期に応じてもう少し親しみがあるというかわかりやすくする。ただ今丸井委員がおっしゃったようにこのネーミングだと事業の主体が見えず、市が行うことも同じように言えるので。市民が参加するということで里親という言い方をしているのですが、その辺も含めてネーミングと言いますか、事業内容についてわかりやすく伝えられるように御検討いただければいいかなと思いました。どうもありがとうございます。

北浦委員：この名前につきましては去年の8月でしたか、環境審議会の時に私の方からこのネーミングはという質問させていただいたら、これは全国的に認知されている名前なのではないかということだったらしいですけども、そこは検討していただければと思います。アダプト・ア・パークとアダプト・ア・ロードについてなのですが、どの地域の道路、公園で市民の方々が頑張っているのかというのをちょっと知りたい。というのは、もう全然そのローカルな、田舎というと語弊があるかもしれませんが、田舎の方ではやっていないとか、都市部だと一生懸命やっているなど、温度差と言いましょうか、それに依って施策が違うのではないかなど。この辺りについては数値とかがあって御検討いただければありがたいなと思っているのですが、いかがでしょうか。

公園・施設課：ありがとうございます。具体的な数値については現状としては持ち合わせていないのですが、対象の公園としましては市内の公園全てが対象となり、その中で団体の方からこういった公園で活動したいとお話があったところで活動していただいています。市内の管理の公園ですと洞峰公園のような大きな公園もございますし、団地内の小さな公園を対象として、実際に活動されている団体もございます。

野中部会長：数は明確ですよ。市内の全部の公園数があって、アダプト・ア・パークで実際管理されているのがそのうちのいくつなのかとか、そのようなことがわかるとこれから先こっちのほうもう少し増やした方がいいとか、あるいは都市部の方はされているけど、郊外の方はあまりされていないなど、施策が見えるような内容を期待されていると北浦委員の意見を聞いて感じました。アダプト・ア・ロードの方も同じような観点です。ありがとうございます。ほかいかがですか。

北浦委員：河川の事業のところもそうなのですが、市民の参加ですので参加団体数とか参加人数というのは、環境意識を高めるということで非常に重要だと思います。一方で例えば市内一斉清掃事業の認知度と言いましょうか、3割くらいの方に参加してい

ただいているのですが、団体数は増えるけれども回収されるごみの量は減っていくというのが望ましいわけですけど、そういう具体的な活動の中身によって美化と言いましょか、不法投棄の活動や量が減りましたよという、そういった資料もぜひ出してほしい。ここで出せないものもあるかもしれませんが、ぜひそういう数字もあれば資料として出した方がいいかなと思いました。

環境衛生課：いい御提案いただきました。不法投棄の年間の回収量、一斉清掃の回収量の数字は持っています。指標もしくは参考の数字として出すことは可能ですので、そういったところはしていきたいと思っています。

野中部会長：ありがとうございます。先ほどの丸井委員からの御質問とか御意見にも関連するかと思うのですが、その目標はここに書かれているんです。その結果としてそれがどういう効果があるのかという話になります。丸井委員の御意見の中で少し気になったのが、アンケートの8、9、10ページあたりというのは結果として表記がされているのですが、それに対する自己評価、コメントがないので、どういう風にとらえていいのか、この行動計画においてこの指標を伸ばしていくとかいうその辺りの姿勢を示していただくと、丸井委員が最初申し上げていただいたような内容に対応できるのかなと思いました。全体をとおしての話で、市の姿勢としてこの行動計画の目指すところというのを、アンケート調査の結果をもとに加筆いただいたらいいかなと思います。施策1についてはよろしいでしょうか。それでは施策の2に移りたいと思います。施策2まちの景観保全対策について、担当課から説明をお願いします。

各課回答：（行動計画素案第4章の事業概要を説明：資料2参照）

（環境保全課：施策2事業1）

（都市計画課：施策2事業2）

（環境保全課：施策2事業3）

（環境保全課：施策2事業4）

（住宅政策課：施策2事業5）

（環境保全課：施策2事業6）

野中部会長：施策2について、各事業の説明は以上になりますが、続けて施策2に関連した事前質問いただいております。資料4の御意見の3番について、担当課からお願いいたします。

環境保全課：御意見としまして、落書きをきれいにしている内容を落書きの多いエリアに表示するのはどうでしょうかという御意見いただきました。こちら御意見のとおりで、表示することで抑制の効果であったり活動の周知につながるかと思っておりますので、例えば今後落書き消しの活動や落書きのあった場所での絵画制作を行う場合などにこういった表示を検討してまいります。

野中部会長：それでは、施策2まちの景観保全対策について何か御意見あればお願いします。

北浦委員：除草事業についてお伺いしたいのですが、この事業は空き地なのですが、道路の除草というのはどこが担当ですか。道路管理課ですか。除草というのはあくまでも除草の機械でカットするという理解でよろしいでしょうか。だとすると、西大通りを通りますと、除草剤をまいたのか、センターライン、あるいは両サイドが全部枯れているんですよ。あれは市が委託して、事業者が除草材をまいたのか。

道路管理課：県道ですと茨城県が管理している道路になりまして、この辺りは土浦土木事務所が管理しているエリアになります。例えば市道ですと、基本的には除草剤はまいていないように認識しております。西大通りは県道になります。

北浦委員：本当にその真ん中のちょっとしたところも枯れているので、除草材を使っていたのではないかと。今まで十何年か通っていますが初めて見たので、あまり施策とか計画とか関係ないですが、県の方と話すことがあれば言っていただきたい。

道路管理課：話す機会があれば確認してみます。

野中部会長：丸井委員お願いします。

丸井委員：2つほど申し上げたいことがあるんですけども、まず1つ目はですね、1番最後のところの教育問題についてなんですけれども、これからまとめていくということだったんですが、ぜひそこでお考えいただきたいことが、生物多様性についての考えを入れるということが1つと、最近、地理地学教育がだいぶ小学校、中学校、高校あたりでカットされていますので、カットされた部分について、このつくば市に適用できる部分についてはぜひ復活させていただきたいなど。教科書やパンフレットみたいなものを作っていたらいいなと思っています。それからもう1つ、特に私が言いたかったことはこちらなんですけれども、例えば空き缶とかごみのポイ捨て、それから変な広告が貼ってあったりとか、空き家についてもですね、例えば関東のエリアで言うと群馬県、栃木県辺りは、空き家の先進県です。そちらの方々はどういう対策を打って、どんな効果があるかと、あるいは、例えば外国人にお会いすることが増えた地域などについては、路上の飲酒をする方が多くございますので、そういう方々のポイ捨てを減らすにはどういう対策をしてどういう効果があるかというのを、頭の中で考えるだけではなくて、実際に渋谷とか空き家が多い地域とかに行っていたらいい、そういったところの空き家先進地域の対策もリサーチしていただくとありがたいと思っています。希望です。お答えは結構です。

木下委員：ものすごく細かいことなのですが、36ページの落書き対策事業のところ、1番下の表に落書き報告件数が書いてありますが、実績値0あるいは6というのは何をモニタリングした件数なんでしょうか。

事務局：防犯・環境美化サポーターからの報告件数になっております。

木下委員：そうすると、サポーターからは報告はなかったけれども、実は落書きはたくさんあるというそういう理解なのでしょうか。落書きが多いところがあるというお話をされていたと思うのですが、サポーターがあまり見つけられなかったというのは、あまりサポーターが回っていなかったとかそういうことでしょうか。

事務局：サポーターは日々巡回しているのですが、場合によっては市民からの通報と言いますか、お電話とか来庁された時に情報をもらうような機会もあるのですが、ここ最近はいただいてはいないです。

木下委員：では、この報告件数は、サポーターと市民の声を合わせた数字ということでしょうか。

事務局：はい、合わせた数字になります。

木下委員：すごく不思議な感じがして、落書きはあるけれど誰も言ってきてくれないとかそんな感じですか。

事務局：その可能性もあります。

木下委員：それでは、そこをなんとかしないと、なかなかきれいにならないというか、わからないです。モニタリングのやり方を考えていかなければいけないかと思えます。

事務局：検討してまいります。

木下委員：あともう1つなんですけど、先ほど丸井さんから話があったのですが、自然学習事業について、この中で生物多様性という話が出てきたのですが、プラス最近、私はよそから来たのでよくわからなかったのですが、学校であまりつくば市の地域とか歴史を学ばないような話を聞きまして、町の成立とか研究学園都市がどうやって

できたのかとか、そういうことを実はあまり知らないのだと。ごくさっとしかやらないということなので、街中とか市に住んでいる子どもがそういう状態だと、大きくなってなかなかまちに対する愛着が出てこないような気がするので、ぜひとも自然学習の中でそういうことも学ぶような機会ができたらいいなと思います。

野中部会長：これは環境保全課の担当になりますか。

環境保全課：はい、いただいた御意見、地理歴史等を加えることにつきましては、環境保全化のみならず教育関係の部署とも相談して盛り込めるかどうか、考えながら事業を行っていきます。どうもありがとうございます。

木下委員：ちょうど事業の目的のところでは自然景観に配慮したまちづくりの推進と書いてあったので、配慮したまちづくりというのは、今の子どもたちが見ている今のまちがどういう風にできたのかという、その経緯が出されていないようなので、ぜひそれを合わせてやっていただけたらと思います。

環境保全課：はい、ありがとうございます。

野中部会長：施策2についてはよろしいでしょうか。それでは続きまして、施策3放置自転車対策に移ります。担当課から説明をお願いします。

担当課回答：（行動計画素案第4章の事業概要を説明：資料2参照）

（公園施設課：施策3事業1、2）

野中部会長：施策3につきましては以上となりますが、御意見や御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、施策4花と緑の美化活動について、御説明をお願いします。

各課回答：（行動計画素案第4章の事業概要を説明：資料2参照）

（市民協働課：施策4事業1）

（環境保全課：施策4事業2、3）

野中部会長：以上が施策4花と緑の美化活動になりますけれども、御意見や御質問いかがでしょうか。

丸井委員：事業2について、花と緑の環境美化コンクールは茨城県のコンクールがもう廃止になったからつくば市もやめるという趣旨だと思うのですが、何も県にへつらうことはないと思うんですね。予算や市役所の労力が大きくてやめるといっているのであれば、それはそれでわかるのですが、県がやめたからやめるといのではちょっと納得しない方もいるのではないかと思います。例えばですが、洞峰公園をはじめ有名な広い公園がたくさんありますので、今年のチャンピオン公園はどこだなんていうの言ったらぐるぐる回っていくことになると思うのですが、市民の皆さんもその公園に行ってみようなんて思う方もいるかもしれないので、例えばですが市民の行動をなるべく拡散するとか促すような方向で、この活動を続けていくということも、もしできるならやってほしいなというのが個人的な意見です。

環境保全課：はい、現状終了という形にはしていますが、同様の事業ができるかどうかというのは、至急考えてまいります。御意見ありがとうございます。

野中部会長：場合によっては、啓発事業の中で、市民の活動の表彰などの取組を入れ込むなども検討してみたいかと思いますが。

環境保全課：はい、何かできないかを考えてみます。

野中部会長：花苗を配布するだけでなく、その後のフォローというか、頑張ったんだということがわかるように応援するというか、大々的にコンクールとかではなくても、草の根的な活動をフォローするような活動があってもいいかなと思います。

環境保全課：はい、モチベーションが上がるような何かを考えさせてもらいます。

北浦委員：事業1について、52ページの配布ポット数が徐々に増えていますが、その上限みたいなのが設定されているのかということをお聞きしたいのと、あと私の住んでい

るまちと言いますか、大通りの多分国交省か県が管理しているところだと思うのですが、車道と歩道の上に並木があって結構木が生えているのですが、そこを刈っていいかわかりませんが、そこを花壇にもしていいのでしょうか。計画とはちょっと違うのですが、どうなんでしょうか。

道路管理課：茨城県の方でもアダプト・ア・ロードに似たような事業をしております、植樹帯ですね。こちらを花壇として花植えなど、県の許可を得た上で事業を行っているようです。

北浦委員：無断でやってはいけないと。

道路管理課：基本的には無断でというのはだめですね。

北浦委員：我が団地ではそういうことやっているのですが。

野中部会長：道路がどの自治体の管理かにもよると思うんですね。団地の中でコミュニティで管理しているところと、やっぱり公共側が管理しているところではちょっと扱いが違う。私も市内ではないですが、近所でイチョウ並木の下に市民がアジサイを植えた際、何月何日までにアジサイを撤去するようと言われていた例もあります。市民が勝手にアジサイを植えてどんどん大きくなってしまっており、その街路樹の管理上はちょっと問題なのでだめという。実際の管理上の問題も場合によっては出てくる場所があるかなど。あとはいろんな虫とか、生物多様性ではないですがいろんなことに影響があるので、道路によって良いところとよくないところがある。

北浦委員：おっしゃったように、どこかで見たのですが、バナナの木を植えているところがありました、何を植えてもいいというわけではないのだなと思いました。

市民協働課：ポット数のこともお話があったのでさせていただきますと、団体への配布は上限数が決まっており、団体数はどんどん増えていっているの、それに伴って配布するポット数は増えております。令和4年度から令和5年度にかけては大幅に上がっているのですが、令和5年度から団体に配布できるポット数の上限を増やしたので、その分多めにポット数が増えているような状態です。

北浦委員：ちなみに、実際にボランティアやコミュニティで植えているのでしょうか、検証はしているのでしょうか。勝手に自分の家の方でやっていたりとか公園の脇に少し植えているけれども、一部は自分の家で植えてしまったとかいう。

市民協働課：基本的に自分の家ではだめなので、報告書を提出してもらっております。写真付きで送ってもらっているの、自宅ではないということは確認しております。

木下委員：花と緑の市民参加事業は、花の苗ですよね。木を渡すというのはないですか。道路管理課の方に叱られるかもしれないですけど、ペDESTリアンデッキとかで、もう木が枯れて抜けてしまってすごくひどいところが結構あるのですが、そういったところに一緒に木を植えましょうといったことはやらないですか。プロがいないと危ないのかもしれないですけど、苗だったらいけそうな気もするのですが、そういったことも花と緑の美化活動で市民と一緒にできないかなど。できたら、何年かかけて大きくなっていくので、家の近所で見かけたときに私の木みたいな感じで結構楽しいのではないかと思います。要望ではなく提案です。

道路管理課：そうですね、アダプト・ア・ロードですと、花のみという形にしているのですが、街路樹について、例えば今は管理していただいたとしても、数年後にそれが管理できなくなったといった時に、将来的に市で管理することになってくるかと思えます。そういった課題といったものもあるのかなど考えております。

木下委員：その管理は基本的に市がやるけれど、最初の植えるところは地域の人と一緒にやると、それはそれですごい愛着が出るというか、苗木があってそれがだんだん大きくなって行って、管理は最初から市になってしまうのですが、そういったイベントというのも花苗を配るだけではなくて結構面白いのではないかと思います。

道路管理課：貴重な御意見としてお伺いします。

#### 4 その他

野中部会長：全体をとおして御意見、御質問いかがでしょうか。

丸井委員：何度もすみません。私はこのつくば市きれいなまちづくり行動計画の第3次の終わりから携わっておりまして、皆様方の努力もあって毎回見やすくなっているところ、わかりやすくなっているところは非常にすばらしいと思います。読んでいてもどこどこを比べればいいっていうのは本当によくわかりますし、カラフルになっているし、すごいなというのはまず1つ印象に持てました。ただ、これをいつも申し上げているのですが、つくば市というのは皆さん天気予報を見ているとわかり、全国に名前が知られている都市だと私は勝手に思っています。全国規模の代表的な都市である、しかも最先端の科学技術の都市であるということを自負すれば、このつくば市がつくっているきれいなまちづくり行動計画というのは、全国の皆さんのお手本になるようなものだと思いますので、ぜひそこを意識しておつくりいただけないかと思っています。その上で何を申し上げたいかということ、例えばですが、これは本としてもウェブでも見られますので、目が見えている人はいいですけど、目の見えない方に対して音声の情報提供ができないかとか、あるいは外国人がどんどんこれから増えていくと思うので、今よりもさらに、例えば英語だけでなく中国語や韓国語、つくば市の場合どこの国の方も多いためちょっとすぐに答えられないですけど、そういったところの方々も含めて皆さんにわかるような多角的な情報提供の方法も考えていただいて、つくば市が日本を代表する都市だということを、ぜひ皆様のお力で考えていただきたいなと思っています。よろしくお願ひします。

木下委員：今回色々お話を聞いていて、やっぱり市民に求めるものといういろいろなボランティア活動もあり、サポートもあると思うのですが、やっぱり何かと出てくるのが高齢化なんです。高齢化で最初は勢いよくやっておられた方々が、高齢になってしまって結局その次に繋がらないというのがあちこちに出てくると思うのですが、そのところをうまく繋ぐような仕組みとか、それを考えるのも大変かもしれないですが、なにかぜひ考えていただいてそれを盛り込むとか、サポートできるような仕組みを考えていただけたらなと思います。基本的にやっぱり自由な時間がある人というのは、ファミリーだと子どもが小学校の3年生4年生くらいまでなんです。そこから子どもが塾に通い始めると、子ども中心になって何もできなくなる。それでなにかイベントをやっても、基本的にボランティア活動なんて出かけないですよ。行くのはシニアなんです。その間の層を取込むようなアイデアというのが、今回のきれいなまちづくり以外のところでもうまくいったような事例があれば、ぜひとも取入れて、体の元気な方々に参加していただくようなそういうやり方を考えていただけたらと思います。

野中部会長：おそらく計画が策定され、実行の部分で実行委員会などが作られると思いますが、その辺のあたりで検討していただければと思います。それではこれで、議事は終了となりますので、あとは事務局の方でお願いします。

#### 5 閉会

事務局：野中部会長、議事の進行ありがとうございました。委員の皆様、本日は長時間に渡りまして貴重な御意見を承りました。ありがとうございます。本日はいただきました御意見に関しましては、計画に反映できるよう進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。本日の会議録でございますが、事務局の方で作成し、野中部会長に御確認いただきまして、公開とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。最後に、次回の専門部会につきましては、9月下旬頃を予定させて

いただきたいと思います。こちらに関しましては、パブリックコメントに向け、引き続き修正した素案をお示しいたしまして、御審議いただければと思います。よろしくお願いたします。それでは以上をもちまして、本日の令和6年度第1回きれいなまちづくり行動計画検討専門部会は閉会とさせていただきます。本日は長時間に渡りましてありがとうございました。

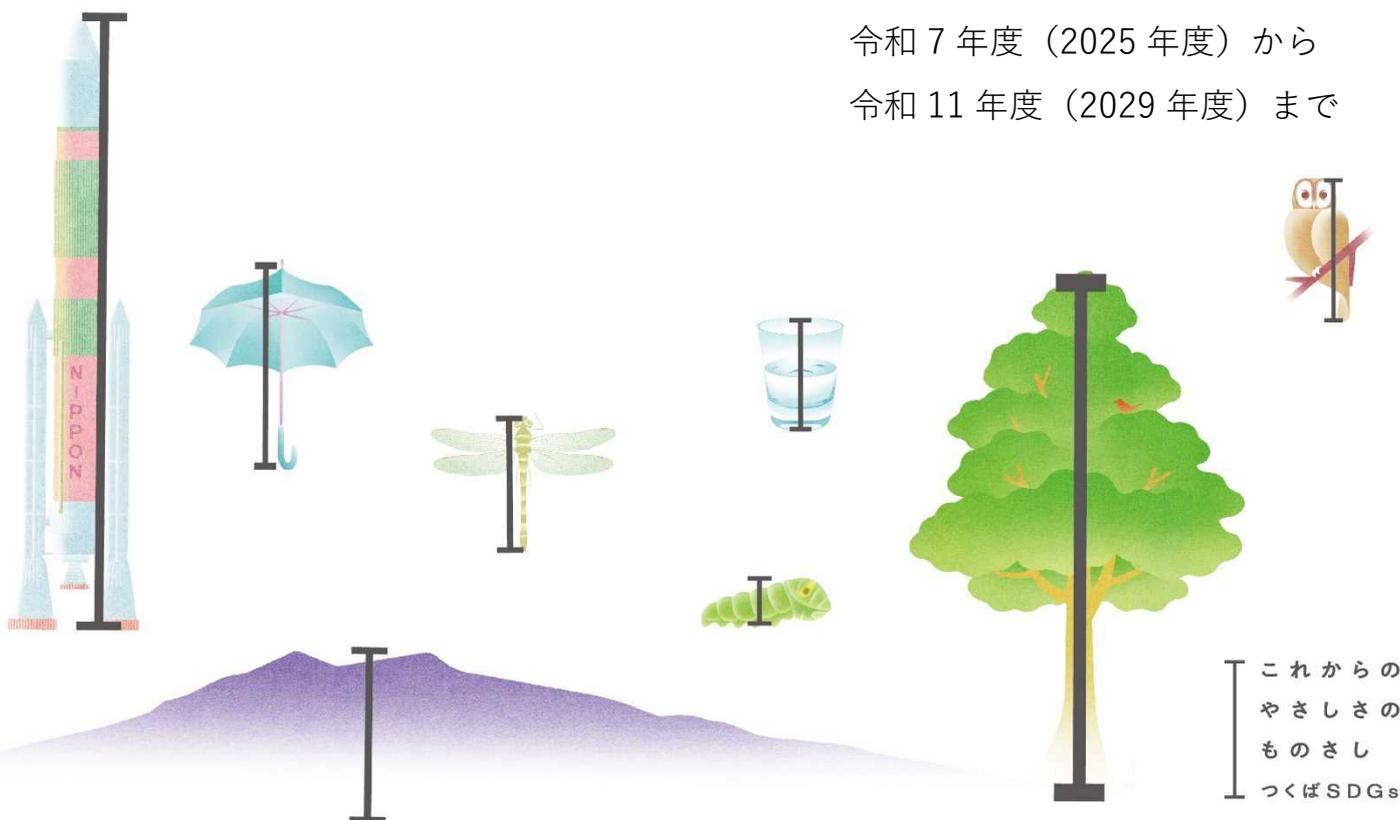
第1章 行動計画の基本的事項	
1. 計画策定の背景と目的 2. 計画の位置づけと役割 3. 計画の構成 4. 計画の対象 5. 計画の期間及び評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の基本的な前提事項を示す。</li> <li>・「つくば市きれいなまちづくり条例」の趣旨を実現するために計画を策定すると定められていることを示す。</li> </ul>
第2章 環境の現況 <span style="float: right;">新規追加</span>	
1. 環境を取り巻く社会情勢の変化 2. 環境に関する市民意識 (1) 事業に対する認知度 (2) 事業に対する満足度・重要度 (3) 本市の将来像	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5次行動計画期間中に新型コロナウイルス感染症による影響があり、施策展開に変化があったことを示す。</li> <li>・市民意識調査の実施                →市民から見た事業の満足度・重要度等を示す。                →把握した評価等を今後の施策展開の参考とする。</li> </ul>
第3章 計画の目的と施策の方向性	
1. 目標とすべき将来像 2. 基本方針 3. 市民・事業者・市の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標とすべき将来像や基本方針については、第5次計画のものを引き続き推進していく。</li> <li>・市民・事業者・市の役割については第4章で現状や課題、今後の取組等を整理したうえで、各々の役割の整合性を図る。</li> </ul>
第4章 基本方針に基づく施策展開	
1. ごみの投棄対策 2. まちの景観保全対策 3. 放置自転車対策 4. 花と緑の美化活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4つの施策に基づく事業を現状や今後の取組、役割等一体的に示すことにより、第5次計画の抱える現状や課題を示し、それに対応する方策や市民・事業者・市の役割を把握しやすい構成とする。</li> </ul> <p>※第5次計画では、「第3章 現状と課題の整理」と「第4章 目標実現のための施策～第5次計画」が別章であり、取組や指標について対比がしにくかったため。</p>
第5章 計画の推進	
1. 行動計画の推進体制 2. 行動計画全体の評価及び見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の推進体制について、市民、事業者、市が連携し、取り組む体制を引き続き進める。</li> <li>・行動計画全体の評価及び見直しについて、PDCAサイクル等を活用し、行動計画の事業を年度ごとに点検・評価、見直しを実施し、社会情勢に合わせた進め方を検討する。</li> </ul>

# 第6次つくば市 きれいなまちづくり 行動計画

令和7年(2025年)3月

〔対象期間〕

令和7年度(2025年度)から  
令和11年度(2029年度)まで



これからの  
やさしさの  
ものさし  
つくばSDGs

## ----- 目次 -----

第1章	行動計画の基本的事項	1
1.	計画策定の背景と目的	2
2.	計画の位置づけと役割	3
3.	計画の構成	3
4.	計画の対象	4
5.	計画の期間	4
第2章	環境の現況	5
1.	環境を取り巻く社会情勢の変化	6
2.	環境に関する市民意識	8
第3章	計画の目的と施策の方向性	11
1.	目標とすべき将来像	12
2.	基本方針	13
3.	市民・事業者・市の役割	14
第4章	基本方針に基づく施策展開	15
1.	ごみの投棄対策	18
2.	まちの景観保全対策	35
3.	放置自転車対策	48
4.	花と緑の美化活動	52
第5章	計画の推進	57
1.	行動計画の推進体制	58
2.	行動計画全体の評価及び見直し	58

# 第1章

## 行動計画の基本的事項

- 1.計画策定の背景と目的 ..... ●●
- 2.計画の位置づけと役割 ..... ●●
- 3.計画の構成 ..... ●●
- 4.計画の対象 ..... ●●
- 5.計画の期間及び評価 ..... ●●



## 1. 計画策定の背景と目的

つくば市は、名峰筑波山を仰ぎ、小貝川、桜川などの流れに沿って田園風景が広がる恵み豊かな自然に囲まれています。また、世界に誇る研究機関を擁する筑波研究学園都市を核とする整備されたまちなみもあり、自然と都市が調和した田園都市が形成されています。

さらに、都心と本市を結ぶつくばエクスプレスや高速道路網などにより、定住や交流人口の増加が進んでいます。

本市では、一部による吸い殻や空き缶の投げ捨て、飼い犬のふん放置、人目につかない場所への不法投棄などを防止し、清潔できれいなまちづくりを推進するため、平成19年(2007年)11月に「つくば市きれいなまちづくり条例」を制定しました。

「つくば市きれいなまちづくり行動計画」は、「つくば市きれいなまちづくり条例」の理念を具体的な行動に移すための指針として、平成20年(2008年)1月に策定され、市民・事業者・市の協働によるきれいなまちづくりの取組を進めてきました。様々な施策を展開し、市民・事業者による積極的な取組が定着しつつあります。しかし、ポイ捨てごみや不法投棄などの巡回監視活動を主に行っている防犯美化サポーターといったボランティアの高齢化により、巡回が減少するという課題も顕在化しています。

令和12年(2030年)に向け国連が合意したSDGs(持続可能な開発目標)に掲げられた17の目標には、目標11に持続可能なまちづくりがあり、そこには、“地域の人たちが参加し、誰もが将来にわたり暮らしやすいまちをつくるための力を高める。”とあります。

本市においても、SDGsの考え方を取り入れ、環境美化に関する取組の活性化を図り、暮らしやすいきれいなまちづくりを推進していくため「第6次つくば市きれいなまちづくり行動計画」を策定しました。本行動計画に基づききれいなまちづくりを推進していきます。



## 2. 計画の位置づけと役割

本行動計画は、「つくば市きれいなまちづくり条例」の趣旨を実現するための指針として策定される計画であり、第8条で策定することが位置づけられています。

### ■つくば市きれいなまちづくり条例（抜粋）

（きれいなまちづくり行動計画の策定）

第8条 市長は、清潔できれいな生活環境が保持されたまちをつくるため、市、市民等<sup>注</sup>及び事業者が果たすべき役割に応じたつくば市きれいなまちづくり行動計画（以下この条において「行動計画」という。）を定めるものとする。

2 行動計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) きれいなまちづくりのための活動についての事項
- (2) きれいなまちづくりのための意識の啓発についての事項
- (3) 市民等、事業者及び市の相互の連携についての事項
- (4) 自発的なきれいなまちづくりのための活動に関する支援についての事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、きれいなまちづくりに関し必要な事項

3 市長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

注) 市民等とは、「市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学する者その他市内に滞在し、又は市内を通過する者をいう。(条例第2条(1))となっています。また、本行動計画での「市民」も同様の定義とします。

## 3. 計画の構成

きれいなまちづくりを行うためには、市民・事業者・市がそれぞれの役割を明確にし、互いに連携し合い、継続的な取り組みが実施されることが重要です。また、本行動計画を運用する上で、定期的な見直しや改善を行い、社会情勢や時代背景などに応じた取組とする必要があります。

そのため、本行動計画においては、市（環境美化推進会議）が主体となって定期的な見直し・改善を行い、きれいなまちづくりの推進に継続的に取り組みます。

## 4. 計画の対象

つくば市の美しい環境と住みやすさを維持・向上させるため、市民生活に直結する以下の事項を本行動計画が定める対象とします。

- ごみの投棄対策
- まちの景観保全対策
- 放置自転車対策
- 花と緑の美化活動

注) ただし、「つくば市きれいなまちづくり行動計画（第1次）」にある歩行喫煙対策に関する事項については「つくば市路上喫煙による被害の防止に関する条例」（平成 23 年 4 月 1 日施行）で対応します。

## 5. 計画の期間及び評価

本行動計画の期間は、令和 7 年（2025 年）4 月から令和 11 年（2029 年）3 月までとします。毎年度、事業ごとに Plan（計画策定）、Do（施策実行）、Check（評価・確認）、Action（改善）を図り、目標達成を効果的に進めていきます。

また、令和 9 年（2027 年）度には、中間評価を実施し、計画の進捗及び社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行います。

# 第2章

## 環境の現況

- 1.環境を取り巻く社会情勢の変化・・・・・・・・・・ ●●
- 2.環境に関する市民意識・・・・・・・・・・ ●●
  - (1) 事業に対する認知度・・・・・・・・・・ ●●
  - (2) 事業に対する満足度・重要度・・・・・・・・・・ ●●
  - (3) 本市の将来像・・・・・・・・・・ ●●



## 1. 環境を取り巻く社会情勢の変化

### ①本市の地勢の変化

本市の人口は、つくばエクスプレスの開業やその沿線の市街地整備を受けて、平成 17 年(2005 年)には 20 万人を超え、現在では約 25 万人となっています。また、世界的な科学技術開発拠点として多数の研究・教育機関が集積していることから、研究者や留学生など多くの外国人が居住するとともに、国際会議や研修等を目的に世界から様々な人が集い、異なる文化交流が生まれる国際都市となっています。

茨城県の南西部、首都東京から北東に約 50km、成田国際空港から北西に約 40km の距離に位置し、都心部や海外から比較的容易なアクセスが可能な施行時特例市となっています。

南北に流れる小貝川、桜川等の河川は、周辺の平地林、畑地や水田等と一体となって落ち着いた田園風景を形成し、それらが生み出す豊富な農産物は地産地消型の持続可能な食糧生産の可能性を秘めています。

このような背景から、平成 25 年(2013 年)に国より「環境モデル都市」に選定され、先進的な環境モデルへの取組を推進しました。令和 2 年(2020 年)には本市の特徴を活かした持続可能都市を将来像に掲げ、「第 3 次つくば市環境基本」を策定し、将来の世代に本市の豊かな恵みを引き継げるように環境保全の取組を進め、SDGs の考え方を踏まえて持続可能なまちづくりに向けて取り組んでいます。



## 第2章 環境の現況

### ②持続可能な開発目標（SDGs）の採択

平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた国際社会共通の目標「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals：サステイナブル・デベロップメント・ゴールズ）は、略してSDGs（エス・ディー・ジーズ）と呼ばれています。

この目標は、地球上の誰一人として取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため令和12（2030）年までに国際社会が達成すべき目標であり、17のゴールとそれらに付随する169のターゲットから構成されています。

SDGsは、発展途上国だけではなく先進国を含む全ての国が取り組む目標であり、経済・社会・環境の3つの側面を統合的に解決することをめざしています。また、17のゴールは互いに関連し合っており、1つの行動によって複数の課題の解決をめざすという特徴を持っています。

本市においても、SDGsの理念を踏まえたうえで、将来にわたって持続可能なまちづくりに向けて各種の施策に総合的に取り組むこととしています。



### ③新型コロナウイルス感染症の発生

全国的な傾向をみると、令和2年（2020年）から始まった新型コロナウイルス感染症の拡大は、世界的な規模で長期化し、人々の生命が脅かされるとともに、国内外における移動制限など様々な制約によって経済活動は停滞し、社会環境が急速に変化しました。こうした状況の中、人々においても、行動、意識、価値観などが大きく変わり、日常生活においても、これまでになかった働き方や暮らし方など「新しい生活様式」へと移行しています。

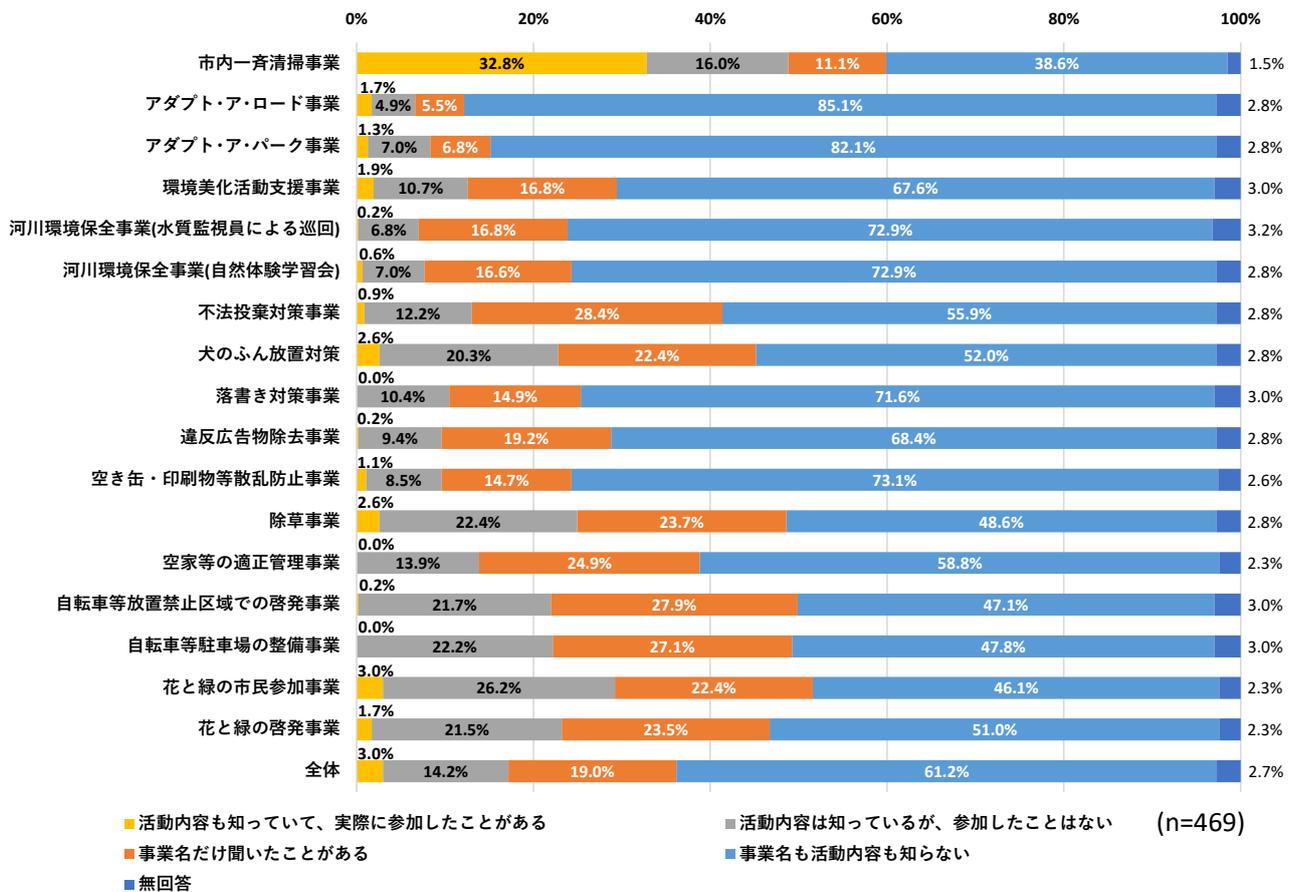
本市でも、これまで行われてきた市やボランティア等の事業や取組について、家庭や企業、対外活動等の側面から感染症の広がりによって下押しとなりました。

## 2. 環境に関する市民意識

### (1) 事業に対する認知度

事業全体の認知度は、「事業内容も知っていて、実際に参加したことがある」が3.0%、「活動内容は知っているが、参加したことはない」が14.2%、「事業名だけ聞いたことがある」が19.0%、「事業名も活動内容も知らない」が61.2%となっており、全体的に認知度が低くなっています。

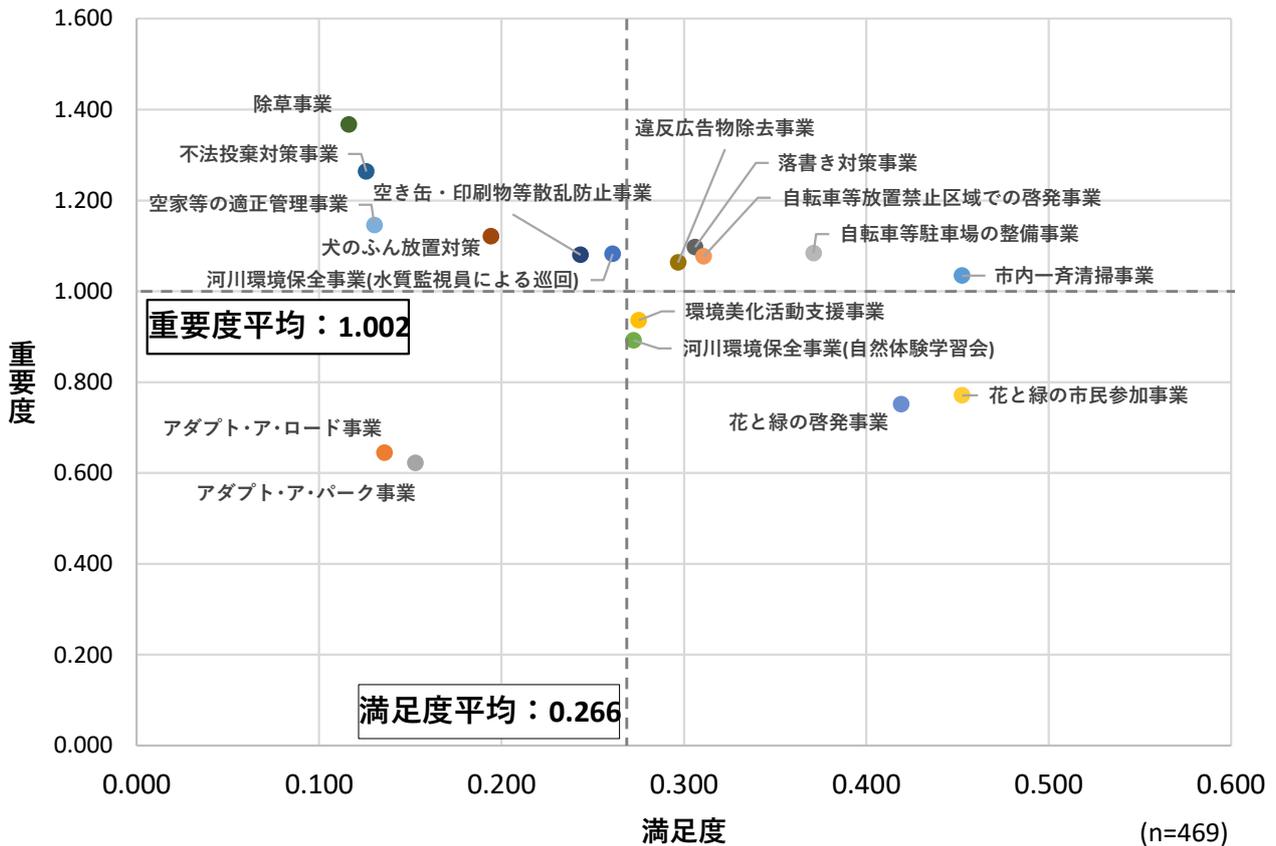
市内一斉清掃事業が「活動内容も知っていて、実際に参加したことがある」と回答した割合が32.8%となっており、他事業と比較して著しく高くなっています。



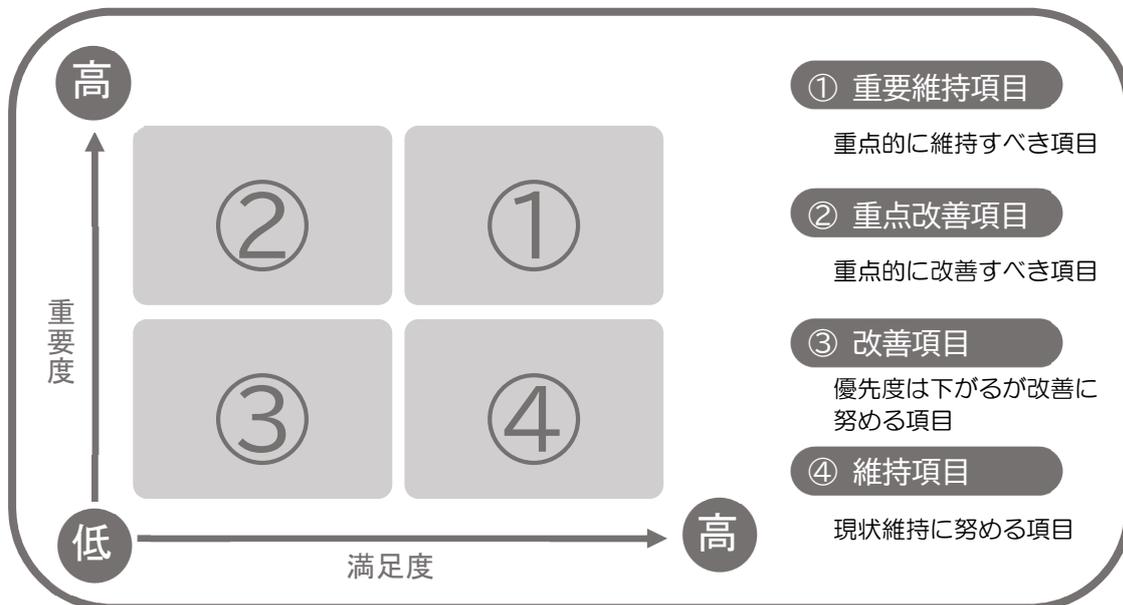
## 2. 環境に関する市民意識

### (2) 事業に対する満足度・重要度

事業ごとの満足度・重要度の分布は、重点的に維持すべきと考えられる（満足度と重要度がともに高い）事業は5事業あり、「市内一斉清掃事業」については特に満足度が高くなっています。次いで、重点的に改善すべきと考えられる（満足度が低く、重要度が高い）事業は6事業あり、「除草事業」については満足度が低く、重要度が高くなっている事業となっています。



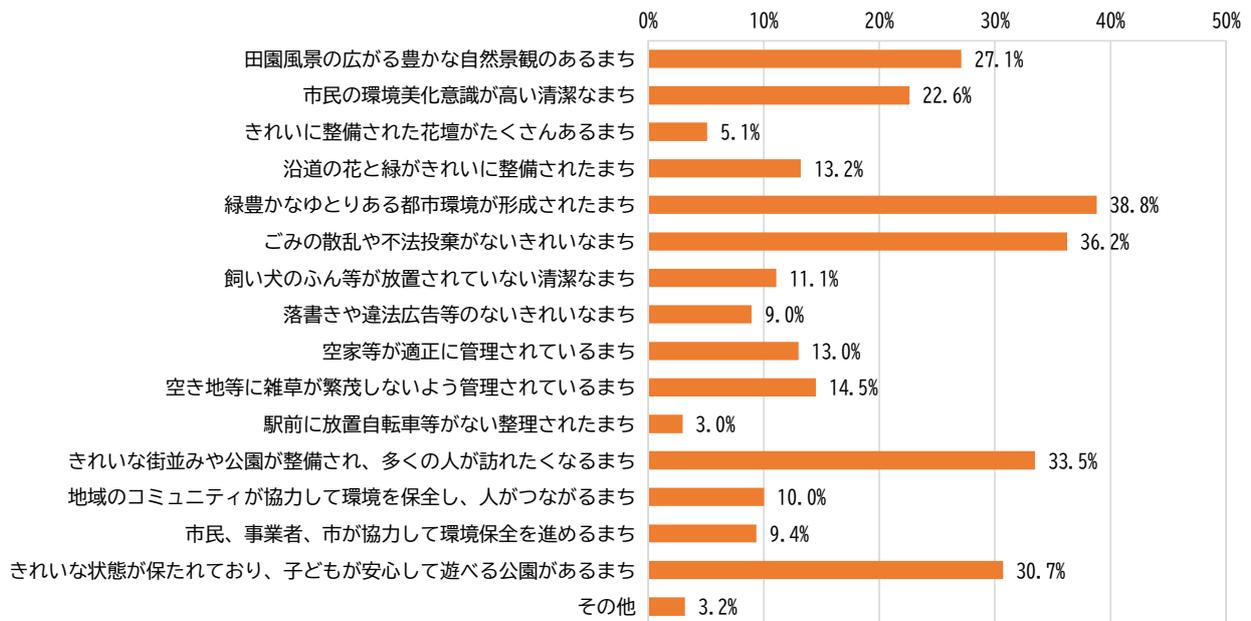
#### ■ マトリクス図の見方



2. 環境に関する市民意識

(3) 本市の将来像

本市の将来像についてみると、「緑豊かなゆとりある都市環境が形成されたまち」が 38.8%と最も高くなっています。次いで、「ごみの散乱や不法投棄がないきれいなまち」が 36.2%、「きれいな街並みや公園が整備され、多くの人を訪れたいまち」が 33.5%、「きれいな状態が保たれており、子どもが安心して遊べる公園があるまち」が 30.7%となっています。



(n=469)

# 第3章

## 計画の目的と施策の方向性

- 1.目標とすべき将来像・・・・・・・・・・・・・・・・●●
- 2.基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・●●
- 3.市民・事業者・市の役割・・・・・・・・●●



## 1. 目標とすべき将来像

# 市民・事業者・市がともにつくる きれいなまち「つくば」

本市では、「つくば市きれいなまちづくり行動計画」の策定以降、市民・事業者・市の協働により、きれいな生活環境を守るため、様々な取組を実施してきました。本市は筑波山を代表とする恵み豊かな自然と世界に誇る研究学園都市が調和した田園都市として、多くの人を受け入れています。本市で暮らし、学び、働く人々が快適な生活を享受するため、きれいなまちづくりを進めます。

## 2. 基本方針

市は、きれいなまちづくりのために、以下の基本方針に基づき、施策を推進していきます。

### I. きれいなまちづくりのための活動の推進

市は、きれいなまちづくりのための活動を推進するために、「ごみの投棄」「まちの景観保全」等に対する対策を横断的に進めます。

### II. きれいなまちづくりのための意識の啓発

市は、きれいなまちづくりのための意識の啓発を行うために、啓発チラシの回覧やポスターの掲示、環境美化学習など様々な施策を行い、つくば市で暮らし、活動する人々の環境美化に係る意識啓発を高め、きれいなまちづくりを進める人づくりを行います。

### III. きれいなまちづくりのための自発的な活動に関する支援

市は、きれいなまちづくりのための活動を支援するために、清掃用具等の提供やごみの収集などを行い、また、環境美化活動団体を表彰するなど、自発的に行われているきれいなまちづくりのための活動を支援します。

### IV. 市民・事業者・市の相互の連携

市は、市民や事業者と情報交換を行い、市民・事業者・市の相互の連携を構築し、きれいなまちづくりのための活動を進めていきます。

## 3. 市民・事業者・市の役割

市民・事業者・市は、きれいな生活環境を保持するため、以下のような役割を果たすよう努めていきます。

### 市民の役割

- 地域の美化活動に積極的に参加し、きれいなまちづくりの推進に努めます。
- 屋外で自ら生じさせた空き缶等のごみは持ち帰るか、又は、適切に回収容器や吸い殻入れ等へ収納します。
- 公共の場所及び他人が所有又は管理する場所に自転車、電動機付自転車、自動二輪車等を放置しません。
- 市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力します。
- 所有、占有、管理している土地に空き缶等のごみが捨てられないように適切な措置を講じます。
- 家庭からのごみは適切に分別を行って決められた日に出します。
- 法律に従って、ごみを廃棄します。

### 事業者の役割

- 地域の美化活動に積極的に参加し、きれいなまちづくりの推進に努めます。
- 事業所その他の事業活動を行う地域で、空き缶等の回収及び資源化その他のきれいな生活環境を保持するために必要な措置を講じます。
- 市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力します。
- きれいな生活環境を阻害する規模及び色彩の広告物をみだりに掲示しません。
- 法律に従って、ごみを廃棄します。
- 従業員の環境意識の向上に努めます。

### 市の役割

- きれいな生活環境を保持するまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施します。
- フォーラムやシンポジウムを開催し、環境美化意識を高めます。
- 環境美化活動に対して支援や表彰を行います。
- 地域の環境美化活動に関する相互連携について支援・調整を行います。
- 環境美化活動に取り組む市民や事業者に対して、情報の収集 発信を行います。
- 近隣市町村との連携を図り、情報交換に努めます。

# 第4章

## 基本方針に基づく施策展開

### 1.ごみの投棄対策

- (1) 市内一斉清掃事業 . . . . . ●●
- (2) アダプト・ア・ロード事業（道路里親制度） . . . . . ●●
- (3) アダプト・ア・パーク事業（公園里親制度） . . . . . ●●
- (4) 環境美化活動支援事業 . . . . . ●●
- (5) 河川環境保全事業 . . . . . ●●
- (6) 不法投棄対策事業 . . . . . ●●
- (7) 飼い犬のふん放置対策事業 . . . . . ●●

### 2.まちの景観保全対策

- (1) 落書き対策事業 . . . . . ●●
- (2) 違反広告物除却事業 . . . . . ●●
- (3) 空き缶・印刷物等散乱防止事業 . . . . . ●●
- (4) 除草事業 . . . . . ●●
- (5) 空家等の適正管理事業 . . . . . ●●
- (6) 自然体験学習事業 . . . . . ●●

### 3.放置自転車対策

- (1) 自転車等放置禁止区域での啓発事業 . . . . . ●●
- (2) 自転車等駐輪場の整備事業 . . . . . ●●

### 4.花と緑の美化活動

- (1) 花と緑の市民参加事業 . . . . . ●●
- (2) 花と緑の環境美化コンクール . . . . . ●●
- (3) 花と緑の啓発事業 . . . . . ●●



第5次行動計画の実績総括及び今後の方向性

1. ごみの投棄対策

事業名	指標	状況	今後の方向性	
(1) 市内一斉清掃事業	一斉清掃の実施回数	一部未達成	継続	一斉清掃に参加することにより市民の環境美化意識向上を図る。
(2) アダプト・ア・ロード事業 (道路里親制度)	参加団体数	一部未達成	継続	新規参加団体、参加人数を増やすための周知方法を検討する。
	参加人数			
(3) アダプト・ア・パーク事業 (公園里親制度)	参加団体数	一部未達成	継続	新規参加団体、参加人数を増やすための周知方法を検討する。
	参加人数			
(4) 環境美化活動支援事業	活動参加延べ人数	一部未達成	継続	活動参加者を増加させるための周知方法を検討する。
河川環境保全事業 ・水質監視員による巡回	巡視延べ人数	達成	継続	新たな監視員の確保の仕方を検討し、巡回を実施する。
(5) <<事業終了>> 河川環境保全事業 ・自然体験学習会	稚魚放流の実施回数	一部未達成	終了	河川に限らず、自然環境を活用した環境学習を検討する。
(6) 不法投棄対策事業	不法投棄年間再発防止率	達成	継続	防犯・環境美化サポーターによる巡回や看板、監視カメラの設置を継続して実施する。
(7) 飼い犬のふん放置対策事業	参加団体数	未達成	継続	地域での飼い犬のふん放置を防止する仕組みの普及を図り、イエローカード作戦を継続する。
	ふん放置解消率			

2. まちの景観保全対策

事業名	指標	状況	今後の方向性	
(1) 落書き対策事業	巡回延べ日数	達成	継続	防犯環境美化サポーターによる巡回を継続し、迅速な対応や対策を行う。落書き防止絵画の維持管理を行う。
(2) 違反広告物除却事業	違反広告物除却パトロール実施日数	一部未達成	修正	防災環境美化サポーターによる巡回事業のため、他の事業と統合する。
(3) 空き缶・印刷物等散乱防止事業	巡回延べ日数	達成	修正	指標を検討し、事業を継続する。
(4) 除草事業	雑草繁茂地改善率	未達成	継続	苦情地の確認、適正管理通知の発送などの対策を継続する。
(5) 空家等の適正管理事業	成果指標のみ	—	継続	行政指導、空家等の有効活用施策を継続して実施する。但し、指標を見直す。
(6) <<新規事業>> 自然学習事業	自然学習実施回数	—	新規	自然環境を活用した環境学習を検討する。

### 3. 放置自転車対策

事業名	指標	状況	今後の方向性	
(1) 自転車等放置禁止区域での啓発事業	撤去巡回数	達成	継続	自転車等の放置防止指導及び警告を継続して実施する。
(2) 自転車等駐輪場の整備事業	順次、計画、見直し及び拡張工事等を進める	—	継続	整備計画の策定、見直し等駐輪場整備関連事業を継続する。

### 4. 花と緑の美化活動

事業名	指標	状況	今後の方向性	
(1) 花と緑の市民参加事業	つくばセンター地区花壇設置箇所数	達成	終了	つくばセンター地区花壇の撤去に伴い、本地区の花壇設置箇所数における指標を終了する。
	花苗配布団体数	達成	継続	事業を継続していくが、指標の見直しを行う。
(2) <<事業終了>> 花と緑の環境美化コンクール	応募団体数	達成	終了	茨城県が主催する花と緑の環境美化コンクールが廃止となったため事業の継続はしない。
(3) 花と緑の啓発事業	花苗等配布回数	一部未達成	継続	花苗配布は継続して行うが、配布に適した市イベントを検討する。

## 1. ごみの投棄対策

### (1) 市内一斉清掃事業

#### ① 事業概要

事業の目的	市内一斉清掃事業への参加を通じて、一人一人の環境美化意識の向上を図ります。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広報紙等で事業内容を積極的にPRし、市内一斉清掃への参加を呼びかけます。</li> <li>●市が実行日を指定し、道路沿い等にポイ捨てされたごみ等を拾い集めてもらい、回収します。</li> <li>●ごみの回収実績等を、広報紙やHP等で報告します。</li> </ul>
実施期間	6月と12月の第1日曜日（年2回）
対象地域	市内全域

#### ② 現状と課題

年2回の市内一斉清掃は回覧などで広報を行い、継続的に実施されています。令和2年（2020年）度と令和3年（2021年）度については、新型コロナウイルスの影響により中止していました。令和4年（2022年）度から再開し、新型コロナウイルスの影響が出る以前に実施していた6月と12月の第1日曜日に市内一斉清掃を実施しています。また、市内一斉清掃は多くの市民へ定着してきています。

市内一斉清掃が定着してきている地域では、回収量からも積極的な参加が見受けられますが、新しく開発された地域でコミュニティなども形成されていない地域において、どのように参加を呼びかけ、定着させていくかが課題となっています。

#### ■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一斉清掃の実施回数 (回/年)	目標値	2	2	2	2	2
	実績値	0	0	2	2	-
区会回覧数(回)	実績値	2	2	2	2	-
ごみ回収量(kg)	実績値	0	0	16,420	20,480	-

## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ■ 年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●区会回覧、広報誌及び市ホームページで参加を呼びかけます。</li> <li>●6月と12月の年2回開催します。</li> </ul>	中止-中止回覧
令和3年度		中止-中止回覧
令和4年度		6/5・12/4に実施 5/2・11/1に回覧
令和5年度		6/5・12/4に実施 5/2・11/1に回覧
令和6年度		-

### ③ 年度ごとの取組目標

市内一斉清掃は多くの地域で定着してきているため、今後も継続して実施していきます。より多くの市民参加を促し、市内をきれいに保つことで、ごみを捨てづらい環境を整備していきます。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年2回、6月と12月に市内一斉清掃を実施します。</li> <li>●参加者を増やすため、SNS等を活用した周知により、参加を呼び掛けます。</li> </ul>

### ④ 成果指標

成果指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
一斉清掃の実施回数(回/年)	2	2	2	2	2
<b>参考指標</b>					
参加人数(人/年)					
参加団体(団体/年)					

### ⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>●広報紙、HP、SNS等で事業内容を積極的にPRし、参加者の増加を図ります。</li> <li>●市内一斉清掃事業でのごみの回収量実績等を、HPで報告します。</li> <li>●他事業と連携し、ごみのポイ捨て行為の減少を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ボランティアによる市内一斉清掃事業に参加します。</li> <li>●ごみ集積所とその周辺を清潔に保ちます。</li> <li>●日頃から自宅や事業所周辺の清掃を実施します。</li> </ul>

## 1. ごみの投棄対策

### (2) アダプト・ア・ロード（道路里親制度）

#### ① 事業概要

事業の目的	市民等の協力により、地域に愛される道路づくりの推進を図ります。
事業の内容	●道路において市民が道路の里親となって、空き缶やごみの収集、除草、清掃、道路破損の通報等の愛護活動、美化活動を行います。 ●市は活動に対して清掃用具の支援等を行います。
実施期間	通年
対象地域	市内全域の市道

#### ② 現状と課題

令和2年（2020年）度から令和3年（2021年）度は、新型コロナウイルスによる影響もあり、活動人数が減少しましたが、アダプト団体の協力により、快適な道路空間の整備を実施できています。

本事業については、本市での認知度がまだ低いため、広報活動を定期的に行い、認知度を高めていき、参加団体及び人数を増やしていくことが課題となっています。

#### ■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加団体数（団体/年）	目標値	24	25	26	27	28
	実績値	18	20	26	27	-
参加人数（人/年）	目標値	419	424	429	434	439
	実績値	292	252	308	335	-

## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ■ 年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2年度	●市民に広く道路美化事業を知ってもらうため、ホームページを改善します。	●市民に広く道路美化事業を知ってもらうため区会回覧を検討し、担当部署と調整を行いました。ホームページの改善については、時間をかけてでもわかりやすいページの作成を目指すこととしました。
令和3年度	●事業継続に向け、年度末に参加団体との意見交換会を実施します。	●認知度を向上するため、区会回覧を実施。意見交換会については新型コロナウイルスのため見送りました。
令和4年度	●2年目の意見交換会で改善点が出た場合、実行できるか検討する。改善点が出なかった場合は、2年目と同様の意見交換会を実施します。	●事業紹介及び加入を検討してもらうため、企業訪問（工業団地）を実施しました。 さらに、団体が参加しやすくするために要綱を改正し、構成員の数を5人から2人に変更しました。
令和5年度	●3年目で改善点が出た場合、その改善点を実行します。改善点が出なかった場合は、2年目と同様に意見交換会を引き続き行い、同事業の運営を円滑に行います。	●QRコードの作成と配布を行い、アダプト・サインに張り付けてもらうことで認知度向上を図りました。 さらに、事業の周知及び参加団体を増やす目的でSNS等での動画配信を予定しており、活動団体の協力のもと、動画を撮影しました。
令和6年度	●第6次計画に向け、改善点がないかどうか検討します。	●SNS等での動画公開予定。 ホームページにも動画を張り付け、事業の周知を図ります。

### ③ 年度ごとの取組目標

事業の周知を広く行って認知度を高めていき、参加団体数を増やして市内での活動範囲を広くしていくことで、市民と市が一体となって快適で美しい道路環境づくりを推進していきます。

年	内容
1年目（令和7年度）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業についてHPやSNS等で情報の発信をして、事業の周知及び参加団体を増やします。</li> <li>●事業加入及び継続の簡略化を行うために、申請等手続きの電子化を進めます。</li> </ul>
2～5年目（令和8～11年度）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業についてHPやSNS等で情報の発信をして、事業の周知及び参加団体を増やします。</li> <li>●団体数が増えてきたら、市から参加団体にアンケートを行い、現状の課題や改善点を共有し、快適な環境美化活動を行えるように支援していきます。</li> </ul>

### ④ 成果指標

成果指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
参加団体数（団体/年）	29	30	31	32	33
参加人数（人/年）	339	341	343	345	347

### ⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>●HPやSNS等での事業内容を積極的にPRし、参加者の増加を図ります。</li> <li>●アダプト・ア・ロード（道路里親制度）参加団体が円滑に活動を進められるよう、連絡調整を行います。</li> <li>●清掃活動に必要な清掃用具等を支援します。</li> <li>●アダプト・サイン（表示板）を付与します。</li> <li>●他事業と連携し、清掃活動参加者の増加を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アダプト・ア・ロード（道路里親制度）に参加します。</li> <li>●屋外で出したごみは、分別し、適切な方法で処理します。</li> </ul>

## 1. ごみの投棄対策

### (3) アダプト・ア・パーク(公園里親制度)

#### ① 事業概要

事業の目的	市民等の協力により、地域に愛される公園づくりの推進を図ります。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公園等において市民が公園等の里親となって、空き缶やごみの収集、除草、清掃、公園破損の通報、植栽の企画提案及び実施等の愛護活動を行います。</li> <li>●市は活動に対して清掃用具の支援等を行います。</li> <li>●ホームページなどで周知活動を行います。</li> </ul>
実施期間	通年
対象地域	市内全域の公園

#### ② 現状と課題

令和5年(2023年)度に要綱を改正(団体の最低必要人数を5人から2人へ緩和)し、参加へのハードルを低くしました。また、ボランティア団体の高齢化により参加団体が減少していますが、30~40歳代を中心とした団体も増加傾向となっており、全体として増加傾向となっています。

今後、ホームページや窓口での広報を継続し、比較的若い世代にも本事業の興味を持ってもらいたい。利用者の多い公園での周知活動など登録団体を増やせるような活動を実施する必要があります。

#### ■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加団体数(団体/年)	目標値	37	38	39	40	41
	実績値	35	39	41	51	-
参加人数(人/年)	目標値	1,147	1,152	1,157	1,162	1,167
	実績値	1,187	1,232	869	1,023	-

#### ■ 年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2~6年度	●公園の「里親」となり、清掃活動、植栽の企画提案(花壇や樹種)、施設確認等の施設を管理します。	●公園の「里親」となり、清掃活動、植栽の企画提案(花壇や樹種)、施設確認等の施設管理を実施しました。

## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ③ 年度ごとの取組目標

多くの市民が、アダプト・ア・パーク活動により、公園への愛護意識を高揚させ、環境美化の醸成を図ります。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アダプト・ア・パーク活動団体の要望等を確認し、各団体が継続的に活動できるよう支援します。</li> <li>●樹木や花など「みどり」を用いた環境の改善、景観の向上に取り組み、環境や社会に対する貢献の実績と成果をあげている団体等を表彰し、快適で地球に優しい生活環境の創出を推進します。</li> <li>●ホームページやチラシなどの周知活動を実施します。</li> </ul>

### ④ 成果指標

成果指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
参加団体数(団体/年)	53	54	55	56	57
管理公園数(箇所)	86	87	88	89	90
<b>参考指標</b>					
参加人数(人/年)					

### ⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>●広報紙やHP等での事業内容を積極的にPRし、参加者の増加を図ります。</li> <li>●アダプト・ア・パーク(公園里親制度)参加団体が円滑に活動を進められるよう、連絡調整を行います。</li> <li>●清掃活動に必要な清掃用具等を支援します。</li> <li>●アダプト・サイン(参加団体名)を設置します。※希望団体のみ</li> <li>●他事業と連携し、清掃活動参加者の増加を図ります。</li> <li>●表彰制度に参加団体を推薦します。</li> <li>●不当投棄防止の看板を希望者に無料で配布します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アダプト・ア・パーク(公園里親制度)に参加します。</li> <li>●空き缶やごみ等の収集、除草、清掃を実施します。</li> <li>●植栽の企画提案(植樹・花壇づくりなど)を実施します。</li> <li>●公園施設の破損等をつくば市へ通報します。</li> <li>●公園等の愛護活動に関して必要なことを行います。</li> </ul>

## 1. ごみの投棄対策

### (4) 環境美化活動支援事業

#### ① 事業概要

事業の目的	環境美化活動を実施する市民・事業者に対し、市が支援を行うことにより、市民の自主的なボランティア参加を促進します。
事業の内容	●公共の場所において、ごみ拾いや落書き消し等を行う市民・事業者に対し、清掃用具等の支援、障害保健への加入、ごみの回収等の支援を実施します。
実施期間	通年
対象地域	市内全域

#### ② 現状と課題

令和2年(2020年)度は新型コロナウイルス感染症の影響により活動人数が大幅に減少しましたが、令和4年(2022年)度以降は、広報活動や企業への呼びかけ等の取組により、目標値を大きく上回る実績となっています。

今後も活動人数の増加を図るため、区会回覧、SNSによる広報活動や、継続活動案内文の送付などの取組を積極的に行います。また、つくば de まちピカプロジェクト<sup>※</sup>の周知や継続活動者への表彰等で、活動者のモチベーションを高めることが重要です。

<sup>※</sup>つくば市版ごみ拾いWEBサイト。市内でごみ拾いをして写真を撮り、位置情報を付けてごみ拾いアプリ「ピリカ」に投稿すると、つくば市版ごみ拾いWEBサイトの地図上に、ごみを拾った場所と写真が表示されます。アプリでは、清掃活動を記録・発信できるほか、コメントを活動者間で送り合うこともでき、気軽に楽しく清掃活動ができます。

#### ■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
活動参加延べ人数 (人/年)	目標値	10,000	10,250	10,500	10,750	11,000
	実績値	4,455	9,848	12,860	13,321	-
美化活動申請団体数 (団体)	実績値	24	75	117	115	-
	団体	21	32	53	54	-
	個人	3	43	64	61	-
活動実施回数(回)	実績値	411	2,531	4,109	4,258	-
ごみ袋配布枚数(枚)	実績値	6,004	10,058	10,442	8,837	-

## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ■ 年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民・事業者からの申請に基づき、支援（物品支給等）を実施します。</li> <li>●活動（支援内容等）周知のため区会回覧行います。</li> <li>●まつりつくば・サイエンスコラボにて参加団体の募集活動を実施します。</li> </ul> ※サイエンスコラボは令和5年度までのイベントとなっており、他イベントで参加団体の募集活動を検討。	-
令和3年度		-
令和4年度		<ul style="list-style-type: none"> <li>●電子申請を導入しました。</li> <li>●SNS等で周知しました。</li> <li>●継続活動案内を通知しました。</li> </ul>
令和5年度		<ul style="list-style-type: none"> <li>●支援物資の利便性を向上しました。（つくば市環境美化活動要項の改正）</li> <li>●継続活動案内を通知しました。</li> <li>●つくば市版ごみ拾いWEBサイトを開設しました。</li> <li>●継続活動者を表彰しました。</li> </ul>
令和6年度		-

### ③ 年度ごとの取組目標

市民が気軽に取り組める環境美化活動として、認知度向上に向けた広報活動を積極的に行います。また、つくばdeまちピカプロジェクトの周知により、活動者のモチベーションの向上を図ります。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民・事業者からの申請に基づき、支援（物品支給等）を実施します。</li> <li>●活動（支援内容等）周知のため区会回覧を実施します。</li> <li>●つくばフェスティバル等のイベントにて参加団体の募集活動を実施します。</li> <li>●継続活動案内文を送付します。</li> <li>●継続活動者を表彰します。</li> </ul>

## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ④ 成果指標

成果指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
活動参加延べ人数（人/年）	12,500	12,750	13,000	13,250	13,500
つくば de まちピカプロジェクト参加延べ人数（人/年）	2,200	2,300	2,400	2,500	2,600
<b>参考指標</b>					
美化活動申請団体（団体）					
活動実施回数（回/年）					

### ⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"><li>● 広報紙やHP等で事業内容を積極的にPRし、参加者の増加を図ります。</li><li>● 参加者が円滑に活動を進められるよう、関係機関との連絡調整を行います。</li><li>● 清掃活動に必要な清掃用具等を支援します。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 環境美化活動を実施します。</li><li>● 屋外で出したごみは、持ち帰るなど適正に処分します。</li></ul>

1. ごみの投棄対策

(5)-1 河川環境保全事業 水質監視員による巡回

① 事業概要

事業の目的	身近な河川環境の保全に取り組むとともに、自然環境に対する関心を高め、自然景観に配慮したまちづくりの推進を図ります。
事業の内容	●水質監視員による巡回を実施します。
実施期間	通年（計画期間：令和7～11年度）
対象地域	市内全域の河川

② 現状と課題

令和2年（2020年）度から令和3年（2021年）度は、新型コロナウイルスの影響でイベント等が中止となりましたが、水質監視員の巡視活動に関しては継続して取り組んだことにより、目標を達成しています。

水質監視委員の高齢化により、年々委員の人数が減っており、実績値が減少傾向にあるため、新規会員の確保や若い世代への周知活動を実施していく必要があります。

■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
巡回延べ人数（人/年）	目標値	240	240	240	240	240
	実績値	495	455	445	444	-
異常報告件数（件）	実績値	70	59	73	62	

■ 年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2～6年度	●水質監視員による河川巡回、サイエンスコラボによる啓発活動、河川清掃活動を実施します。	●水質監視員による河川巡回、サイエンスコラボによる啓発活動、河川清掃活動を実施しました。

## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ③ 年度ごとの取組目標

水質監視の巡回を継続し、取組のPRを積極的に行うことで、巡回回数と水質監視員の人数を維持します。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	●水質監視員による河川巡回、市イベントや配布物による啓発活動、河川清掃事業を実施します

### ④ 成果指標

成果指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
巡回延べ回数(回/年)	240	240	240	240	240
参考指標					
異常報告件数(件/年)					

### ⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
●公共用地の巡回を実施し、不法投棄の抑止を図ります。	●不法投棄を発見した場合は、市や警察へ通報します。

## 1. ごみの投棄対策

《終了》

## (5)-2 河川環境保全事業 自然体験学習会

## ① 事業概要

事業の目的	身近な河川環境の保全に取り組むとともに、自然環境に対する関心を高め、自然景観に配慮したまちづくりの推進を図ります。
事業の内容	
実施期間	通年（計画期間：令和7～11年度）
対象地域	市内全域の河川

## ② 現状と課題

新型コロナウイルスの影響、天候不良等により、予定回数を実施できなかった年度もありましたが、自然体験学習会として稚魚放流体験を実施し、参加児童に桜川の豊かな生態系や水環境を守ることの大切さを体感してもらうことができました。

河川に関連する自然体験学習会だけでなく、自然全般に関わる学習の機会を創出することも必要があります。

## ■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
稚魚の放流回数（回/年）	目標値	4	4	4	4	4
	実績値	4	2	2	3	1※
参加者数（人/年）	実績値	309	150	145	212	54※

※令和6年度は、稚魚放流体験の代替として自然体験学習を実施

## ■ 年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2～6年度	●桜川流域小学校（4校）の4遠征を対象として学習会を実施します。	●桜川流域小学校の4年生を対象として稚魚放流体験を実施しました。 ●稚魚の入手が困難であったため、稚魚放流体験の代わりに、桜川の水辺において自然体験学習を実施しました。

## 1. ごみの投棄対策

### (6) 不法投棄対策事業

#### ① 事業概要

事業の目的	不法投棄された廃棄物を迅速に撤去して良好な環境を保持するとともに、再発防止を図ります。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共用地に不法投棄された廃棄物を回収します。</li> <li>●再発防止のため、防犯・環境美化サポーターによる巡回を行います。</li> <li>●再発防止のため、警告看板、監視カメラ等を設置します。</li> <li>●市民・事業者との協力により、不法投棄防止を図ります。</li> </ul>
実施期間	通年
対象地域	市内全域

#### ② 現状と課題

防犯・環境美化サポーターによるパトロールや不法投棄の回収及び広報紙を活用した不法投棄の注意喚起を促すとともに、不法投棄禁止看板を市民に無料配布するなど注意喚起を行いました。これらの取り組みにより、目標を達成しています。

不法投棄回収量は、微減傾向となっておりますが、市民や事業者などと連携した監視や注意喚起を継続していく必要があります。

#### ■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
不法投棄年間再発防止率 (%)	目標値	85	90	90	90	90
	実績値	95	95	91	95	-
パトロール件数 (件)	実績値	354	355	347	353	-
回収件数 (件)	実績値	352	347	303	401	-
回収量 (kg)	実績値	19,766	17,389	14,470	14,060	-

## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ■ 年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2～6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防犯・環境美化サポーターによる巡回パトロールを行います。</li> <li>●道路等公共用地から不法投棄廃棄物を撤去します。</li> <li>●広報紙、回覧及び市イベントでの啓発及び注意喚起を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防犯・環境美化サポーターによる巡回パトロールを行いました。</li> <li>●道路等公共用地から不法投棄廃棄物を撤去しました。</li> <li>●広報紙、回覧及び市イベントでの啓発及び注意喚起を行いました。</li> </ul>

### ③ 年度ごとの取組目標

市民や事業者と連携し、不法投棄の早期発見と迅速な対応を図ります。

廃棄物の適切な処理方法や環境への影響についての情報発信を重視します。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防犯・環境美化サポーターによる巡回パトロールを行います。</li> <li>●道路等公共用地から不法投棄廃棄物を撤去します。</li> <li>●広報紙、回覧及び市イベントでの啓発及び注意喚起を行います。</li> </ul>

### ④ 成果指標

成果指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
パトロール日数(日数)	350	350	350	350	350
回収件数(件)	—	—	—	—	—
回収量(kg)	—	—	—	—	—

⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみの出し方をごみ分別アプリ「さんあ〜る」などのSNSを利用し周知します。</li> <li>●公共用地に投棄された不法投棄物の撤去を行います。</li> <li>●防犯・環境美化サポーターによる巡回パトロールを時間的、場所的に隙間なく行い、不法投棄の抑止を図ります。</li> <li>●不法投棄物の排出元調査等を行い、行為者の発見に努めます。</li> <li>●不法投棄警告看板を市民等へ無料で交付し、行為者に対する警告及び市民への啓発を行います。</li> <li>●県や警察、事業者と協力し、不法投棄の抑止を図ります。</li> <li>●不法投棄の防止に関する先進的な取り組みについて調査研究を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●不法投棄の防止を図るため、所有地（管理地）を適正に管理します。</li> <li>●不法投棄を発見した場合は、市や警察へ通報します。</li> <li>●再利用を促進し、ごみの出し方のルールを徹底します。</li> </ul>

## 1. ごみの投棄対策

### (7) 飼い犬のふん放置対策事業

#### ① 事業概要

事業の目的	飼い犬のふんの放置に対する啓発等を実施し、ふん放置の減少及び飼い主のマナー向上を図ります。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報紙等で飼い犬のふんの持ち帰りについて啓発活動を行います。</li> <li>● 飼い犬のふんの持ち帰り啓発看板・グッズの配布を行います。</li> <li>● イエローカード作戦を導入し、実施団体に必要物資の配布を行います。</li> </ul>
実施期間	通年
対象地域	市内全域

#### ② 現状と課題

広報紙等への記事の掲載やふんの持ち帰り啓発看板・グッズの配布により啓発活動をし、また、イエローカード作戦として希望団体に必要物資の配布を行いました。イエローカード作戦の参加団体は増加していますが、ふん放置の解消率は目標に達していません。

イエローカード作戦について、実施方法に否定的な意見も出ているため、啓発手段についての見直しも視野に入れながら事業継続をしていく必要があります。

#### ■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加団体数（団体/年）	目標値	15	16	17	18	19
	実績値	9	15	16	17	-
ふん放置解消率（%）	目標値	90	90	90	90	90
	実績値	71	71	75	71	-

#### ■ 年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2～6年度	● ふん処理袋、犬のふん放置防止看板、イエローカード作戦資材を配布します。	● ふん処理袋、犬のふん放置防止看板、イエローカード作戦資材配布しました。（ふん処理袋は飼い主に向けて配布しました。）

## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ③ 年度ごとの取組目標

依然としてふんの放置解消に至らない地域もあることから、物品の配布等を継続し、犬の飼い主への啓発を行います。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	●市民に啓発物品の配布等することにより、飼い犬のふんの放置解消を目指します。

### ④ 成果指標

成果指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
参加団体数(団体/年)	20	20	20	20	20
ふん放置解消率(%)	90	90	90	90	90

### ⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"><li>●広報紙やHP等で啓発活動を行い、飼い主の意識の向上を図ります。</li><li>●広報紙やHP等でイエローカード作戦の事業内容を積極的にPRします。</li><li>●イエローカード参加団体が円滑に活動を進められるよう、連絡調整を行います。</li><li>●イエローカード作戦に必要な用具等を支援します。</li><li>●啓発看板等を作成し、希望者へ配布します。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●散歩時はふん持ち帰り袋を携帯し、適正に処分します。</li><li>●イエローカード作戦に参加します。</li></ul>

## 2. まちの景観保全対策

### (1) 落書き対策事業

#### ① 事業概要

事業の目的	落書きの消去及び防止により、きれいな景観の保持を図ります。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防犯・環境美化サポーターによる巡回を行います。</li> <li>●条例に基づき、落書き行為に対する勧告、命令及び過料処分を実施します。</li> <li>●市内の落書きに対し、速やかな消去作業を実施します。</li> <li>●市民協働の落書き消去作業を実施します。</li> <li>●先進的な取組（看板設置、絵画制作等）を参考に、落書きの防止を図ります。</li> </ul>
実施期間	通年
対象地域	市内全域

#### ② 現状と課題

防犯・環境美化サポーターによる巡回延べ日数は、目標を達成しています。また、落書きを早期発見し、管理者へ除去依頼を行うことで、景観の保持を図ることができています。

落書きは、サポーターによる現行犯での取り締まりは難しいですが、落書きされる場所は似たような傾向があるため、そのような場所のパトロールを重点的に実施することも必要と考えます。

#### ■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
巡回延べ日数（日/年）	目標値	240	240	240	240	240
	実績値	354	355	347	353	-
落書き報告件数（件）	実績値	0	0	6	0	-

## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ■ 年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2年度	●防犯・環境美化サポーターによる取り締まり、落書き消去作業を実施します。	●防犯・環境美化サポーターによる巡回を行いました。
令和3年度	●防犯・環境美化サポーターによる取り締まり、落書き消去作業を実施します。 ●落書き防止絵画の経年変化確認・修復作業を行います。	●防犯・環境美化サポーターによる巡回を行いました。
令和4年度	●防犯・環境美化サポーターによる取り締まり、落書き消去作業を実施します。	●防犯・環境美化サポーターによる巡回を行いました。 ●管理者への落書き除去依頼を行いました。 ●市民協働の落書き消去作業を実施しました
令和5年度	●防犯・環境美化サポーターによる取り締まり、落書き消去作業を実施します。 ●落書き防止絵画の経年変化確認・修復作業を行います。	●防犯・環境美化サポーターによる巡回を行いました。 ●市民協働の落書き消去作業を実施しました
令和6年度	●防犯・環境美化サポーターによる取り締まり、落書き消去作業を実施します。 ●落書き防止絵画の経年変化確認・修復作業を行います	●防犯・環境美化サポーターによる巡回を行いました。 ●市民協働の落書き消去作業を実施しました。 ●落書き防止絵画の経年変化の確認を行いました。

### ③ 年度ごとの取組目標

今後も、防犯・環境美化サポーターによる巡回を行い、落書きの早期発見に努めます。

落書きされやすい傾向の場所について、パトロールを重点的に実施し、落書きを未然に防ぎます。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	●防犯・環境美化サポーターによる巡回を行います。 ●管理者へ落書き除去依頼をします。 ●落書き消去作業を実施します。 ●落書き防止絵画の経年変化の確認を行います。

④ 成果指標

成果指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
巡回日数（日/年）	350	350	350	350	350
<b>参考指標</b>					
落書き報告件数（件）					
落書き処理対応件数（件）					

⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>●防犯・環境美化サポーターによる巡回を実施し、きれいなまちづくり条例に規定する落書き行為に対する勧告、命令及び過料の徴収を実施します。</li> <li>●落書きに関する情報を収集し、情報が寄せられた場合は速やかに対応します。</li> <li>●関係機関や管理者と連携し、落書きの消去・防止を図ります。</li> <li>●絵画制作等により落書きの防止を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●落書き行為を発見した場合は、市や警察へ報告します。</li> <li>●市が実施する落書き消し活動に参加します。</li> </ul>

## 2. まちの景観保全対策

### (2) 違反広告物除却事業

#### ① 事業概要

事業の目的	違反広告物を追放し、美しいまちの景観や自然景観の維持を図ります。
事業の内容	●住民、行政、民間事業者、警察等が一体となって違反広告物の除却等を行います。
実施期間	通年
対象地域	市内全域

#### ② 現状と課題

令和2年(2020年)度から令和3年(2021年)度は、ボランティア団体による実施日数も多く、目標値を達成しましたが、令和4年(2022年)度以降は、簡易撤去できる違反広告物の減少により、パトロールの実施日数が減少しています。

近年、違反広告物が減少傾向にあることを踏まえ、目標値と実績値の実情が合っていないため、目標値の検討をする必要があります。また、当事業において、地域を巡回するボランティア団体の役割は非常に大きいため、引き続き実施してもらえるよう必要な支援を行うとともに、新規団体の増加を図ることが必要です。

#### ■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
パトロールの実施日数 (日/年)	目標値	80	80	80	80	80
	実績値	102	94	40	45	-
違反広告物の除却数 (枚/年)	実績値	160	151	80	84	-
ボランティア団体数(団体)	実績値	12	9	9	9	-

#### ■ 年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2～6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●違反広告物除却パトロールの業務を委託します。</li> <li>●市職員及びボランティアによる違反広告物除却パトロールを実施します。</li> <li>●市民への周知・新規ボランティア団体の募集・ボランティア団体への支援を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●違反広告物除却パトロールの業務を委託しました。</li> <li>●市職員及びボランティアによる違反広告物除却パトロールを実施しました。</li> <li>●市民への周知・新規ボランティア団体の募集・ボランティア団体への支援を行いました。</li> </ul>

## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ③ 年度ごとの取組目標

違反広告物の設置自体も減少してきており、当事業の効果はあるため、今後も継続して違反広告物除却を行っていきます。

また、地域を巡回するボランティア団体に、引き続き実施してもらえるよう必要な支援を行っていくとともに、新規団体の登録についても、広報つくばに掲載し、募集を行っていきます。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	<ul style="list-style-type: none"><li>●違反広告物除却パトロールの業務を委託します。</li><li>●市職員及びボランティアによる違反広告物除却パトロールを行います。</li><li>●市民への周知・新規ボランティア団体の募集・ボランティア団体への支援を行います。</li></ul>

### ④ 成果指標

成果指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
パトロールの実施日数(日/年)	40	40	40	40	40

### ⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"><li>●広報紙やHP等で事業内容をPRし、積極的にボランティア団体の募集を図ります。</li><li>●ボランティア団体に、除却作業に必要な支援を行います。</li><li>●職員による巡回及び除却作業を実施します。</li><li>●委託業者による広域的な除却作業を実施します。</li><li>●市民や民間事業者と連携して対応します。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●活動地域において、定期的に巡回及び除去作業を実施します。</li><li>●市と連携して、違反広告物を除去します。</li></ul>

## 2. まちの景観保全対策

### (3) 空き缶・印刷物等散乱防止事業

#### ① 事業概要

事業の目的	自動販売機（飲食・たばこ）の適正管理指導の実施などを実施することで、空き缶・吸い殻等のポイ捨てを防止し、また、印刷物等の散乱、放置を防止することできれいなまちづくりを図ります。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防犯・環境美化サポーターによる巡回を行います。</li> <li>●つくば市きれいなまちづくり条例に規定される事業（散乱防止責任者への指導、空き缶・吸い殻等、散乱防止啓発シールの貼付等）を推進します。</li> <li>●公共の場所で、チラシ等の印刷物が散乱している場合には、印刷物等配布事業者に対し回収と適正処理を指導します。</li> </ul>
実施期間	通年
対象地域	市内全域

#### ② 現状と課題

防犯・環境美化サポーターによる巡回により、ステッカー未貼付の自動販売機を発見した場合は、管理者に対し適正管理指導を行っています。

また、受動喫煙禁止法の改正により、公共施設の禁煙化など、喫煙できる環境が減少していく傾向にあり、新たなたばこ自動販売機の設置は少ないと考えますが、吸い殻等のポイ捨ての防止に向け、自動販売機への散乱防止啓発ステッカーの貼布、防犯・環境美化サポーターによる巡回が必要であると考えられます。

#### ■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
巡回延べ日数（日/年）	目標値	240	240	240	240	240
	実績値	354	355	357	353	-
ステッカー未貼付報告件数（件/年）	実績値	0	0	5	1	-
印刷物散乱報告件数（件/年）	実績値	0	0	0	0	-

## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ■ 年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2～6年度	●防犯・環境美化サポーターによる巡回を行い、ステッカー未貼付自販機管理者へ指導を行います。	●防犯・環境美化サポーターによる巡回を行い、ステッカー未貼付自販機管理者へ指導を行いました。

### ③ 年度ごとの取組目標

今後も、防犯・環境美化サポーターによる巡回を行い、自動販売機（飲食・たばこ）の適正管理指導や印刷物等の散乱防止に取り組むことで、まちの景観の維持を図ります。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	●防犯・環境美化サポーターや市民からの通報により行為者・未貼付時販機管理者へ指導します。

### ④ 成果指標

成果指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
巡回日数（日/年）	350	350	350	350	350
<b>参 考 指 標</b>					
ステッカー未貼付報告件数（件/年）					
印刷物散乱報告件数（件/年）					

### ⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>●防犯・環境美化サポーターによる巡回を実施し、未然防止を図ります。</li> <li>●公共の場所で、ビラやチラシなどの印刷物等が散乱している場合は、印刷物等配布者へ回収等処理の指導を行います。</li> <li>●自動販売機の散乱防止責任者へ適正管理の指導を行います。</li> <li>●自動販売機事業者による、たばこの吸い殻や空き缶等散乱防止啓発活動の実施を促します。</li> <li>●空き缶等の回収、資源化等の指導を行います。</li> <li>●自動販売機事業者の把握に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●受け取ったビラやチラシが不要になった場合は、適正に処分します。</li> <li>●印刷物等の散乱があった場合は、配布事業者の責任の下、回収します。</li> <li>●ビラやチラシが捨てられていた場合は、市へ連絡します。</li> <li>●自動販売機ごとに散乱防止責任者を設置します。</li> <li>●自動販売機に啓発シールを貼付します。</li> <li>●消費者へ散乱防止に関する啓発活動を行います。</li> </ul>

## 2. まちの景観保全対策

### (4) 除草事業

#### ① 事業概要

事業の目的	空き地の適正管理の啓発を実施し、雑草繁茂を未然に防止することにより、まちの景観や近隣住民の生活環境の保持を図ります。
事業の内容	●空き地の所有者に対し、適正管理の啓発を実施します。 ●雑草が繁茂又は堆積している空き地の所有者に対し、適正管理の指導を実施します。
実施期間	雑草繁茂地に所有者に対する指導：通年 あっせん業者による除草作業 (所有者等から申出があった場合のみ実施、費用は自己負担) ：年1回刈…8月頃実施、年2回刈…6月、10月頃実施
対象地域	市内全域

#### ② 現状と課題

つくば市空き地除草条例に基づき、空き地の所有者へ適正管理通知を送付するとともに、改善に至らない空き地に関しては所有者宅へ訪問し改善を促しました。

雑草繁茂地の申し立て筆数は毎年度多いことから、適正管理通知の送付および所有者宅への訪問を今後も継続して実施することが必要です。

#### ■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
雑草繁茂地改善率 (%)	目標値	85	85	85	85	85
	実績値	72.4	80.5	75.4	64.4	-
空き地適正管理 依頼文送付数 (筆)	実績値	767	864	1,314	1,248	-
雑草繁茂地申し立て数 (筆)	実績値	450	583	756	559	-
除草工事数 (件)	実績値	1,590	1,526	1,395	1,318	-

#### ■ 年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2～6年度	●土地所有者へ除草業者をあっせんします。 ●雑草繁茂地に対する相談受付及び土地所有者へ適正管理の指導をします。	●土地所有者へ除草業者をあっせんしました。 ●雑草繁茂地に対する相談受付及び土地所有者へ適正管理の指導を行いました。

### ③ 年度ごとの取組目標

適正管理の啓発・指導を継続し、改善率の上昇を目指します。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	●土地所有者へ除草業者をあっせんします。雑草繁茂地に対する相談受付及び土地所有者へ適正管理の指導を行います。

### ④ 成果指標

成果指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
雑草繁茂地改善率(%)	85	85	85	85	85

### ⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>●空き地の所有者に対し、適正管理の啓発を実施し、雑草繁茂の未然防止を図ります。</li> <li>●雑草が繁茂又は堆積している空き地の所有者に対し、適正管理の指導を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●所有地の除草作業などを定期的実施し、景観や生活環境の保全に配慮します。</li> <li>●近隣に雑草が繁茂した空き地がある場合には、市に連絡します。</li> </ul>

## 2. まちの景観保全対策

### (5) 空家等の適正管理事業

#### ① 事業概要

事業の目的	空家等の適切な管理・有効利活用の促進により、地域の生活環境の保全と活性化を図ります。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民から相談を受けて、現況調査を行い、管理不全と判断した場合には、所有者等を調査特定し、助言、指導を行います。</li> <li>●当該空家等が「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく特定空家等と認定された場合には、同法に基づく措置を行います。</li> <li>●空家等の有効活用施策を実施します。</li> </ul>
実施期間	通年（平成25年ごろから）
対象地域	市内全域

#### ② 現状と課題

つくば市空家等対策計画に基づき、施策を実施し、管理不全な空家等の改善や空家等の有効活用の促進を行い、地域の生活環境の保全と活性化を図りました。

空家等の所有者等による適切な管理の促進、空家等や除却跡地の利活用の促進に基づき適切な管理に向けた空家等の所有者等やその相続権者の意識の涵養・理解の増進を図るとともに、地域、事業者、行政の連携による相談体制の整備を図ること等が課題となっています。

#### ■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
管理不全な空家の所有者等に対する行政指導件数（件）	実績値	99	129	106	128	-
管理不全空き家改善率（%）	実績値	51	44	40	46	-
管理不全な空家等の件数（件）	実績値	-	-	855	-	-

#### ■ 年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2～6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●空家等無料相談会の定期開催、管理不全な空家等の所有者等に対する助言・指導、空家バンク制度を活用した空家等の有効利活用、特定空家等庁内調査委員会の開催などを行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●空家等無料相談会開催 管理不全な空家等の所有者等に対する助言・指導、空家バンク制度を活用した空家等の有効利活用を随時実施しました。</li> </ul>

## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ③ 年度ごとの取組目標

第2期つくば市空家等対策計画に基づき、施策を継続実施し、管理不全な空家等の改善や空家等の有効活用の促進を行い、地域の生活環境の保全と活性化を図っていきます。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	<ul style="list-style-type: none"><li>●管理不全な空家等の所有者等に対して助言・指導を実施します。</li><li>●当該空家等が特定空家等と認定された場合は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく措置を行います。</li><li>●空家バンク制度を活用した空家等の有効利活用を随時実施します。</li><li>●空家等無料相談会を開催します。</li></ul>

### ④ 成果指標

成果指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
空家活用補助金の交付件数(件)	3	3	3	3	3
<b>参考指標</b>					
管理不全な空家の所有者等に対する行政指導件数(件)					
管理不全な空家等の対応完了数(件)					
管理不全な空家等の件数(件)					

### ⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"><li>●管理不全な空家等の所有者等を調査特定し、助言・指導を行う。当該空家等が特定空家等と認定された場合は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく措置を行います。</li><li>●空家等の廃屋化予防の観点から空家等の所有者等を対象とした空家等無料相談会を開催します。</li><li>●空家バンク制度により、空家等の有効活用を進めます。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●空家等の適正な管理や有効利活用を行い、地域の生活環境の保全や活性化に努めます。</li><li>●近隣に管理不全な空家等がある場合は、市に報告します。</li><li>●空家等の活用・管理・処分・相続などの相談に空家等無料相談会を活用します。</li><li>●空家等の売却や賃貸をしたい場合に空家バンク制度を活用します。</li></ul>

## 2. まちの景観保全対策

《新規》

## (6) 自然学習事業

## ① 事業概要

事業の目的	身近な自然環境の保全に取り組むとともに、自然環境に対する関心を高め、自然景観に配慮したまちづくりの推進を図ります。
事業の内容	●自然を利用した自然学習会を実施します。
実施期間	通年
対象地域	市内全域

## ② 現状

## ③ 年度ごとの取組目標

年	内容
1年目（令和7年度）	
2年目（令和8年度）	
3年目（令和9年度）	
4年目（令和10年度）	
5年目（令和11年度）	

## ④ 成果指標

成果指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
自然学習実施（回/年）					

## ⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
●	●

### 3. 放置自転車対策

## (1) 自転車等放置禁止区域での啓発事業

### ① 事業概要

事業の目的	自転車等の放置を防止することで、きれいな景観を保ち、安全で快適な市民生活を確保します。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●TX4駅（つくば駅、研究学園駅、万博記念公園駅、みどりの駅）周辺の自転車等放置禁止区域において、自転車等の適正な駐車方法の指導啓発を実施します。</li> <li>●定期的に放置自転車等の撤去を実施します。</li> </ul>
実施期間	通年
対象地域	TX4駅（つくば駅、研究学園駅、万博記念公園駅、みどりの駅）周辺の自転車等放置禁止区域

### ② 現状と課題

放置自転車等の撤去を日中月11回と夜間月1回業務委託していることに加えて、自課による撤去を実施することで、目標値を達成できています。

今後も、自転車等の適正な駐車方法の指導啓発に努め、放置自転車等の減少を目指します。また、啓発における効果的な事例を検討します。

#### ■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
撤去巡回数（回/年）	目標値	150	150	150	150	150
	実績値	156	156	156	156	-
違反駐輪警告台数（台/年）	実績値	2,508	2,331	1,831	2,498	-
違法駐輪撤去台数（台）	実績値	453	675	639	718	-

#### ■ 年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2～6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●TX4駅（つくば駅、研究学園駅、万博記念公園駅、みどりの駅）周辺の自転車等放置禁止区域において、自転車等の適正な駐車方法の指導啓発を実施することで、適切な利用者の利便性向上を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●看板で周知する以外に管理人による呼びかけを行っている。放置自転車を撤去することで、適切に利用したい方の駐輪を妨げないようにする等、利便性向上を図りました。</li> </ul>

## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ③ 年度ごとの取組目標

TX4 駅（つくば駅、研究学園駅、万博記念公園駅、みどりの駅）周辺の自転車等放置禁止区域において、自転車等の適正な駐車方法の指導啓発を実施することで、適切な利用者の利便性向上を図ります。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	放置自転車等の撤去と適正な駐車方法の指導啓発を実施します。

### ④ 成果指標

成果指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
撤去巡回数（回/年）	150	150	150	150	150

### ⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"><li>● 広報紙やHP等により自転車等放置禁止区域の周知を行います。</li><li>● 巡回指導により自転車等の適正な駐車方法の指導啓発を行い、自転車等駐車場の利用を促進します。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 自転車等は自転車等駐車場を利用するなど決められた場所へ駐輪します。</li><li>● 自転車利用者のモラル向上に努めます。</li></ul>

### 3. 放置自転車対策

## (2) 自転車等駐車場の整備事業

### ① 事業概要

事業の目的	自転車等駐車場の整備を行い自転車等の放置を防止することで、きれいな景観を保ち、安全で快適な市民生活を確保します。
事業の内容	●自転車等の放置を防止するため、自転車等利用予測に基づいた駐輪場整備を図ります。
実施期間	通年
対象地域	T×4 駅（つくば駅、研究学園駅、万博記念公園駅、みどりの駅）周辺

### ② 現状と課題

人口が増加したことで自転車等駐車場の駐車台数が不足したため、令和2年（2020年）度のみどりの駅自転車等駐輪場、令和3年（2021年）度に万博記念公園駅自転車等駐輪場の拡張工事を行いました。

各駐輪場における利用台数や利用率等の分析を行い、必要に応じて駐輪場を整備します。

#### ■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
順次、計画、見直し及び拡張工事等を進める	目標値	*	*	*	*	*
	実績値	267	128	-	-	-

\*はその年度に実施することを示す。拡張工事を行った場合は、別途その台数を実績値として報告

#### ■ 年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2年度	●自転車等駐輪場利用台数・将来推計を鑑み、自転車等駐輪場整備を計画・実施します。	●将来推計は未着手、整備計画の策定も未実施となっている。今後も未定となっています。
令和3年度		
令和4年度		
令和5年度	●整備後の経過を鑑み、整備計画の見直し等を行います。	●駐輪場ごとに整備施策を検討する必要があります。 ●令和2年度にみどりの駅前、令和3年度に万博記念公園駅前自転車等駐輪場の拡張整備を行いました。
令和6年度		

## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ③ 年度ごとの取組目標

各駐車場における利用台数や利用率等の分析を行い、必要に応じて駐車場を整備します。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	●各駐車場における利用台数や利用率等の分析を行い、必要に応じて駐車場を整備します。

### ④ 成果指標

成果指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
駐車場を整備する	-	-	-	-	-

### ⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
●各駐車場における利用台数や利用率等の分析を行い、計画的な自転車等駐車場の整備を行います。	●自転車等は駐輪場自転車等駐車場を利用するなど決められた場所へ駐輪します。 ●自転車利用者のモラル向上に努めます。

## 4. 花と緑の美化活動

### (1) 花と緑の市民参加事業

#### ① 事業概要

事業の目的	参加者が自主的に花壇活動を行うことで、まちの環境美化意識を高めるとともに、地域コミュニティの活性化を図ります。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民協働によるつくばセンター広場周辺の花壇活動を実施します。</li> <li>●市民協働による地域の自主的な花壇活動を推進します。</li> <li>●活動に対し、必要な花苗や用土等を支援します。</li> </ul>
実施期間	つくばセンター広場周辺における花壇活動：通年（花植えは年2回） 地域における自主的な花壇活動：通年
対象地域	つくばセンター広場周辺及び市内全域

#### ② 現状と課題

つくばセンター地区花壇が撤去されたことに伴い、令和3年（2021年）度以降は花苗配布団体数を目標値、実績値としており、ホームページや区会による情報周知の結果、目標値を達成しています。

目標値に対し、達成できている状況ではありますが、活動している団体が高齢化していることもあり、今後も同じ水準を確保することが課題となっています。

#### ■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
つくばセンター地区 花壇設置箇所数（箇所数）	目標値	6	100	100	100	100
	実績値	6	144	152		
事業活用花壇箇所数 （箇所数）	実績値	133				
花苗配布団体数（団体）	実績値	-	144	151	164	
花苗配布数（ポット）	実績値	16,513	17,748	19,065	25,046	

#### ■ 年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●春・秋のセンター地区花壇づくり（5月・10月）</li> <li>●春・秋の花苗配布（6月・11月）</li> </ul>	春・秋のセンター地区花壇づくり（5月・10月） 春・秋の花苗配布（6月・11月）
令和3～6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●春・秋の花苗配布（6月・11月）</li> </ul>	春・秋の花苗配布（6月・11月）

## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ③ 年度ごとの取組目標

配布する花苗の種類を検討しつつ、限られた予算の中で花による環境美化活動を、市の行事や団体の活動から市民協働の活動へと広げていくため、継続的に取り組んでいきます。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	●春・秋の花苗配布（6月・11月）を行います。

### ④ 成果指標

成果指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
花苗配布団体数（団体）	155	155	155	155	155

### ⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"><li>●HP等で事業内容を周知します。</li><li>●市民参加による環境美化活動を継続的に行うため、花壇づくりに必要な花苗や用土等を支援します。</li><li>●活動内容等の連絡調整を行い、参加者が円滑に事業を進められるようにします。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●市民協働による「花と緑の市民参加事業」に参加し、花や緑を通じて環境美化活動を展開し、魅力あるまちづくりを推進します。</li></ul>

## 4. 花と緑の美化活動

《終了》

## (2) 花と緑の環境美化コンクール

## ① 事業概要

事業の目的	チャレンジいばらき県民運動・茨城県・茨城県教育委員会が主催する花と緑の環境美化コンクールへの参加促進事業となっています。花いっぱい運動（花壇活動）をされている地域住民・児童・生徒に参加を呼びかけ、環境美化に対する関心・意欲を高めます。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●他事業と連携しコンクールの周知を図り、参加を呼びかけます。</li> <li>●参加団体に対し、下段活動に必要な消耗品や肥料の助成を行います。</li> <li>●市審査（一次審査）を行い、優秀団体を中央審査へ推薦します。</li> </ul>
実施期間	
対象地域	市内全域

## ② 現状と課題

茨城県が主催する花と緑の環境美化コンクールが令和2年（2020年）で廃止となったため、本行動計画からは除外します。

## 4. 花と緑の美化活動

### (3) 花と緑の啓発事業

#### ① 事業概要

事業の目的	イベント来場者に花苗等を配り、自宅等での花壇活動の推進を行うことで、市民の環境美化意識を高めるとともに、市内全体の花による環境美化を目指します。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●イベントにて花苗等の配布を行い、市民が所有している自宅等の土地での花壇活動を推進します。</li> <li>●可能な限り多年草など1年で枯れない植物を配布し、長期間にわたる花による景観美化を目指します。</li> </ul>
実施期間	通年
対象地域	市内全域

#### ② 現状と課題

令和2年(2020年)度から令和3年(2021年)度は、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントが中止となり、目標回数を達成できませんでしたが、令和4年(2022年)度以降は、イベントの中止もなく、多くの来場者に花苗を配布することができました。

イベントによっては花苗の配布に適さないものも考えられるため、開催イベントについては精査する必要があります。

#### ■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
花苗等配布回数(回/年)	目標値	2	2	2	2	2
	実績値	1	1	2	2	-
花苗等配布数(株/年)	実績値	200	300	1,000	900	

#### ■ 年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2～6年度	●まつりつくば・サイエンスコロポ等のイベントにて、花苗等の配布を行います。	●まつりつくば・サイエンスコロポ等のイベントにて、花苗等の配布を行いました。

## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ③ 年度ごとの取組目標

今後も、花苗の配布を通じて花壇活動を推進し、継続して景観美化を目指します。また、イベントの広報活動を積極的に行い、イベント参加者の増加を図ります。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	●イベント等で花苗の配布を行います。

### ④ 成果目標指標

成果目標指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
花苗等配布数(ポット)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

### ⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
●イベントのチラシやHP等で花苗等の配布積極的にPRします。	●花と緑を通して環境美化活動を展開し、魅力あるまちづくりを推進します。

# 第5章

## 計画の推進

1.行動計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・●●

2.行動計画全体の評価及び見直し・・・・・・・・・・・・・・・・●●



## 1. 行動計画の推進体制

きれいなまちづくり行動計画の各種事業には、市民・事業者・市が連携し、取り組んでいきます。

事業を推進するために、本市は庁内に「環境美化推進会議」を設置し、各事業の年次計画を策定し、推進、点検 評価、見直しを毎年実施します。

行動計画の中間年である令和9年（2027年）度には、中間評価を実施し、本市を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、計画の見直しについて検討します。

行動計画の中間年度に見直しを行わなかった場合には、最終年度である令和11年（2029年）度には計画全体の評価及び見直しを行い、新しい行動計画を策定します。

また、「つくば市きれいなまちづくり実行委員会」、「つくば市環境審議会」、市民事業者の皆様には適宜協力を求めます。

### 〈環境美化推進会議〉

環境各課の長で構成され、各事業の年次計画の策定、推進、点検 評価、見直しを年度ごとに実施し、結果の公表を行います。行動計画の中間年である令和9年（2027年）度には、点検 評価をとりまとめ、必要に応じ計画全体の見直しを行います。また、行動計画最終年度には、計画全体の評価及び見直しを行い、新しい行動計画を策定します。必要に応じ、「つくば市きれいなまちづくり実行委員会」、「つくば市環境審議会」、市民 事業者と連携を図ります。

### 〈つくば市きれいなまちづくり実行委員会〉

市民や民間企業、つくば市により構成され、市民参加型イベントの企画及び実施を行います。また、必要に応じて環境美化推進会議との連携を図ります。

### 〈つくば市環境審議会〉

市民や学識経験者等で構成され、行動計画の見直し案に対し、意見・助言等を行います。（定数は15名以内であり、市民、産業界を代表する者、公益を代表する者、環境保全に関し学識経験を有する者により構成されています。）

## 2. 行動計画全体の評価及び見直し

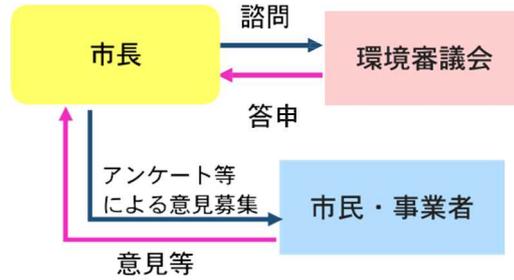
行動計画の評価及び見直しに関しては、中間年の令和9年（2027年）度に「環境美化推進会議」において中間評価を実施し、「つくば市環境審議会」へ意見を求めます。また、行動計画の最終年度である令和11年（2029年）度には、第6次行動計画の評価を行い、次期行動計画の策定を検討し、「つくば市環境審議会」へ意見を求めます。

第5章 計画の推進

令和7年度

PLAN：行動計画を策定

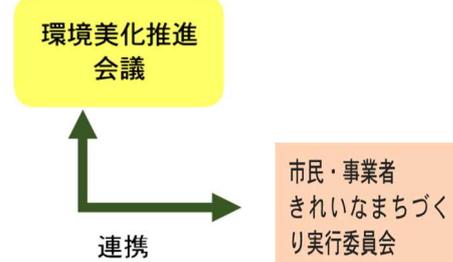
令和6年度までの環境美化活動の実施状況、効果等を踏まえて、施策の方針や対策など5年間の行動計画を策定します。



令和8年度～11年度

D0：行動計画を実行する

各事業を、年次計画に基づき実行します。「環境美化推進会議」が年次計画の策定及び見直しを毎年実施します（年度ごとのPDCAサイクル）。また、HP等にて結果の公表を行います。



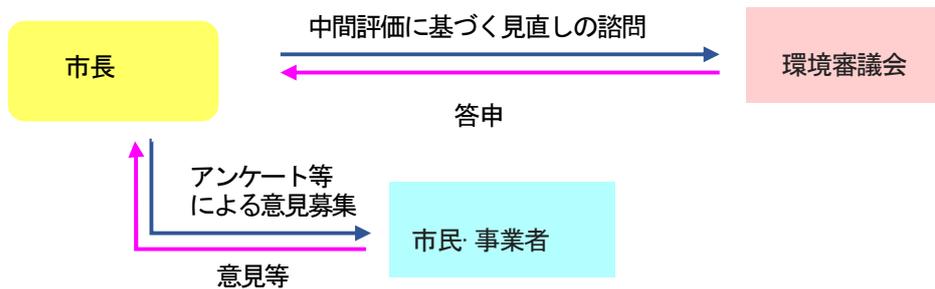
令和9年度・11年度

CHECK：行動計画の実行の点検し評価する

行動計画の実施状況を点検し、きれいなまちづくりがなされたかどうか、令和9年度に中間評価、令和11年度に最終評価を行います。

ACT：行動計画を見直し改善する

きれいなまちづくりをさらに推進していくために、中間評価では必要に応じて改善を行い、最終評価では次期行動計画に向けた改善点の洗出しと整理を行います（改善された次期行動計画の策定（PLAN）へ続きます）。



PLAN：改善された行動計画を策定する（第7次行動計画）



資料3

# つくば市きれいなまちづくりに関する アンケート調査結果



# 目次

第1章調査概要 .....	1
1.1 調査の目的・背景 .....	1
1.2 調査の方法 .....	2
第2章アンケート調査 .....	3
2.1 アンケート調査の結果 .....	3
2.1-1 回答者の属性 .....	3
2.1-2 つくば市について .....	5
2.1-3 つくば市が取り組んでいる施策について .....	7
2.1-4 つくば市の将来像について .....	11
2.1-5 きれいなまちづくりのための対策について .....	14
2.1-6 つくば市のきれいなまちづくりについて .....	17
資料編 .....	18
資料-1 アンケート調査票 .....	19

# 第1章調査概要

## 1.1 調査の目的・背景

---

つくば市では、市民・事業者・市の三者の協働によるきれいなまちづくりの取組を推進するため、平成20年1月に「つくば市きれいなまちづくり行動計画」を策定しました。今年度は、現行の「第5次つくば市きれいなまちづくり行動計画（対象期間：令和2年度～令和6年度）」の最終年度に当たります。そこで、第6次行動計画（対象期間：令和7年度～令和11年度）に市民の皆様の考えを反映したく、本アンケートを実施します。

## 1.2 調査の方法

---

無作為抽出した2,000人を対象として、市の現状やきれいなまちづくりの取組に対する満足度、及び市が進める施策に対する意見をうかがうアンケートを実施しました。

### (1) 調査期間

令和6年7月中旬に発送し、締め切りは令和6年7月22日に設定し、令和6年8月6日までに返答のあったものを有効回答として集計しました。

### (2) 回答結果

郵送した2,000通に対し、469件の回答があり、回答率は23.5%となっています。

#### ■回答結果

回収数	469件
回収率	23.5%

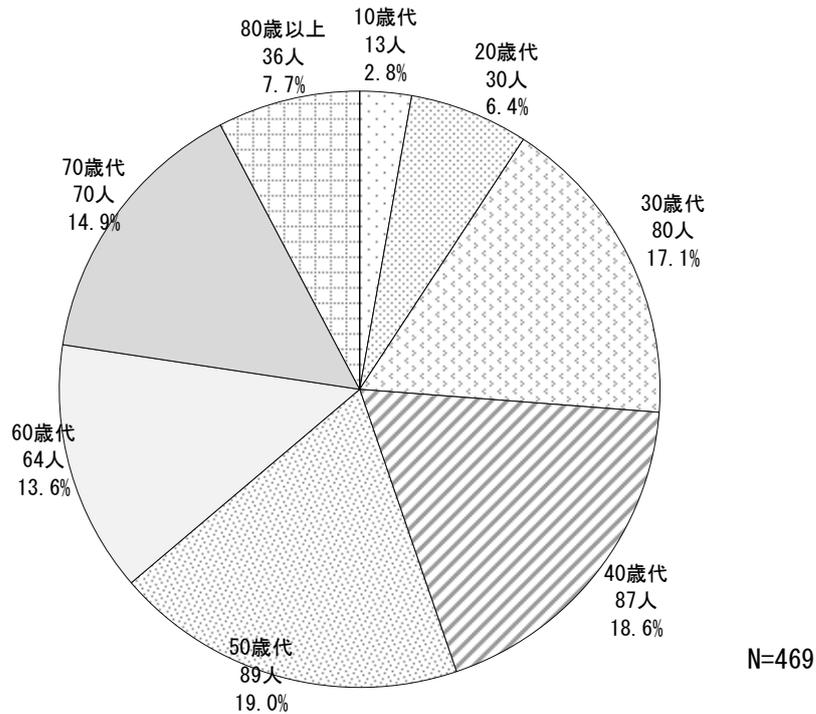
## 第2章アンケート調査

### 2.1 アンケート調査の結果

#### 2.1-1 回答者の属性

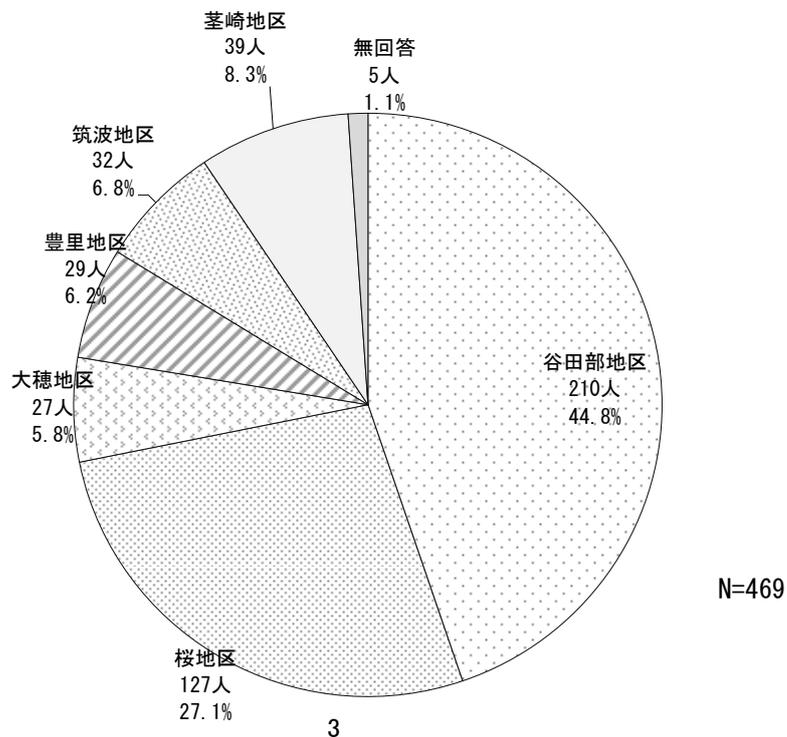
問1 あなたの年齢をおたずねします。(単一回答)

年齢は、「50歳代」が19.0%と最も高く、次いで「40歳代」が18.6%、「30歳代」が17.1%、「70歳代」が14.9%と続いています。



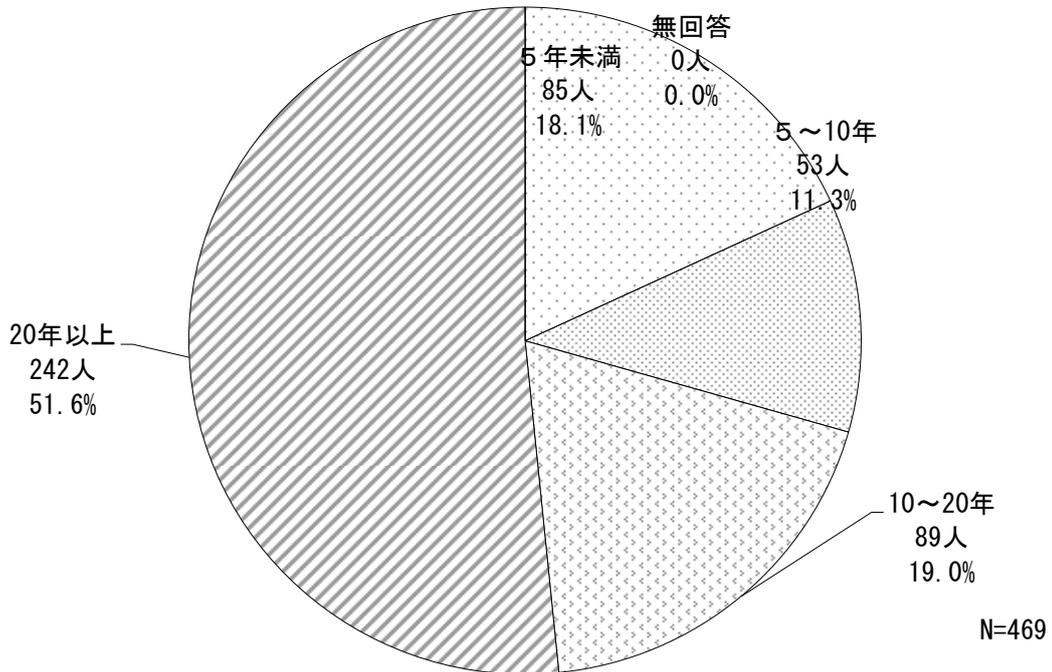
問2 あなたのお住いの郵便番号をおたずねします。(記述)

居住地域は、「谷田部地区」が44.8%と最も高く、次いで「桜地区」が27.1%、「荃崎地区」が8.3%、「筑波地区」が6.8%と続いています。



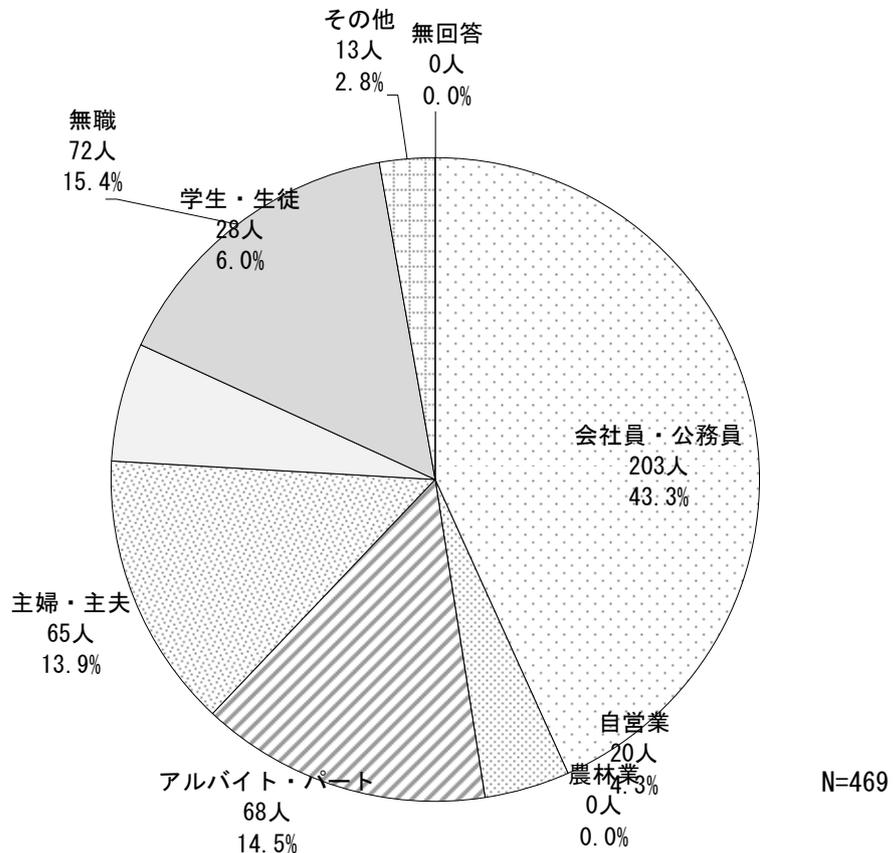
問3 あなたはつくば市に住んでから何年になりますか。(単一回答)

居住年数は、「20年以上」が51.6%と最も高く、次いで「10～20年」が19.0%、「5年未満」が18.1%、「5～10年」が11.3%と続いています。



問4 あなたの職業についておたずねします。(単一回答)

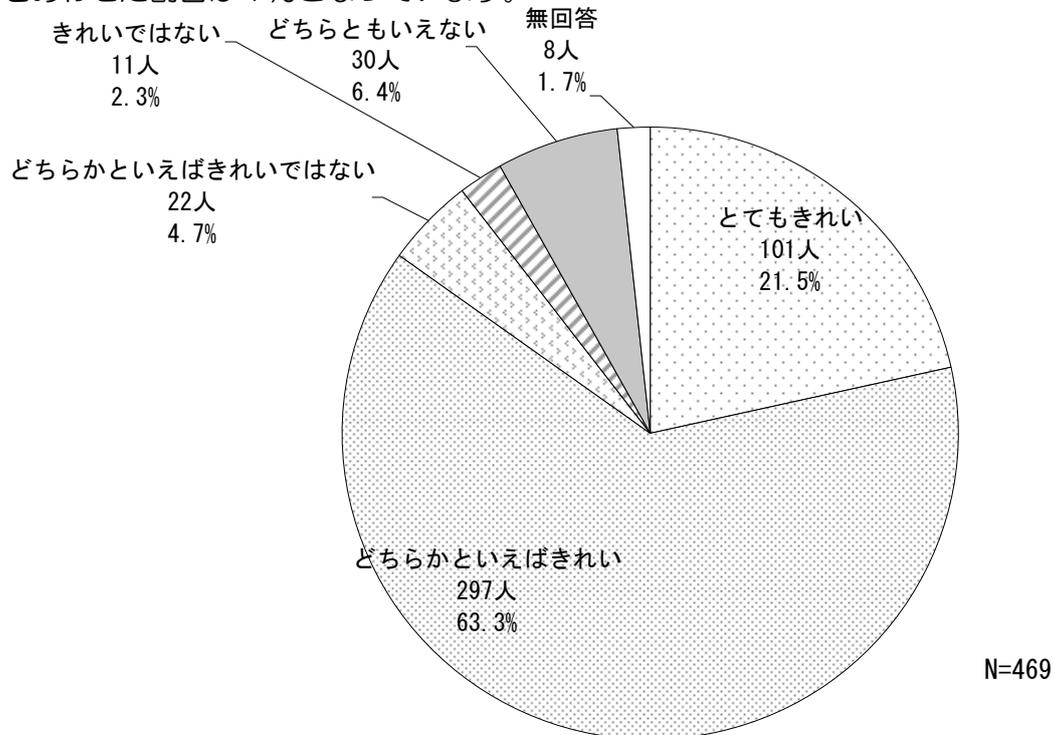
職業は、「会社員・公務員」が43.3%と最も高く、次いで「無職」が15.4%、「アルバイト・パート」が14.5%、「主婦・主夫」が13.9%と続いています。



## 2.1-2 つくば市について

問5 景観の観点からつくば市はきれいなまちだと思いますか。(単一回答)

つくば市の景観について、「とてもきれい」、「どちらかといえばきれい」をあわせて全体の約85%を占めています。「きれいではない」と「どちらかといえばきれいではない」をあわせた割合は7%となっています。

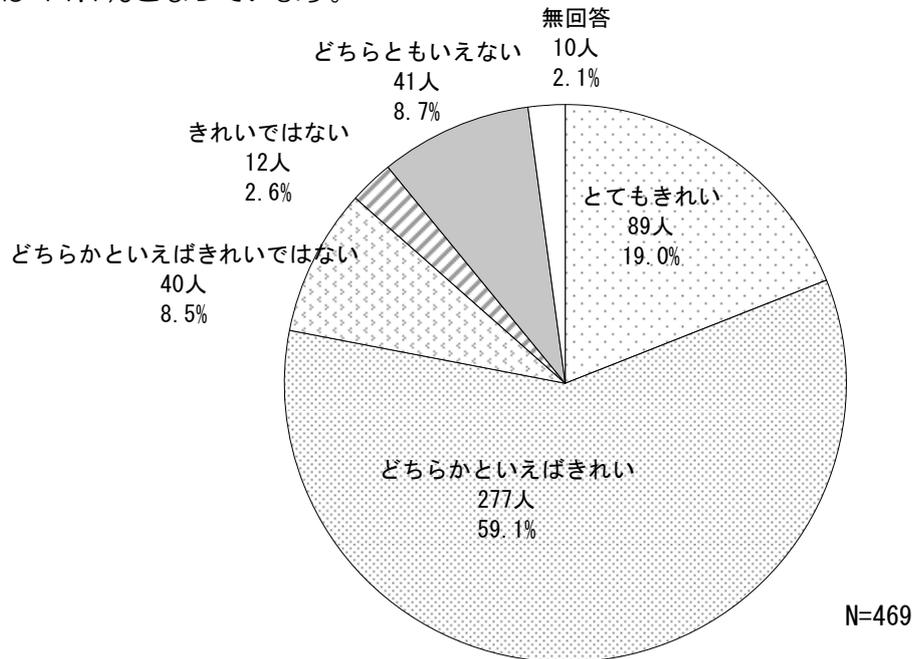


問6 つくば市で景観がきれいだと思う場所についてご自由に記入してください。また、その理由や見どころについても教えてください。(記述)

集計中

問7 整備や管理の観点からつくば市はきれいなまちだと思いますか。(単一回答)

整備や管理については、「とてもきれい」、「どちらかといえばきれい」をあわせて全体の約8割を占めています。「きれいではない」と「どちらかといえばきれいではない」をあわせた割合は11.1%となっています。



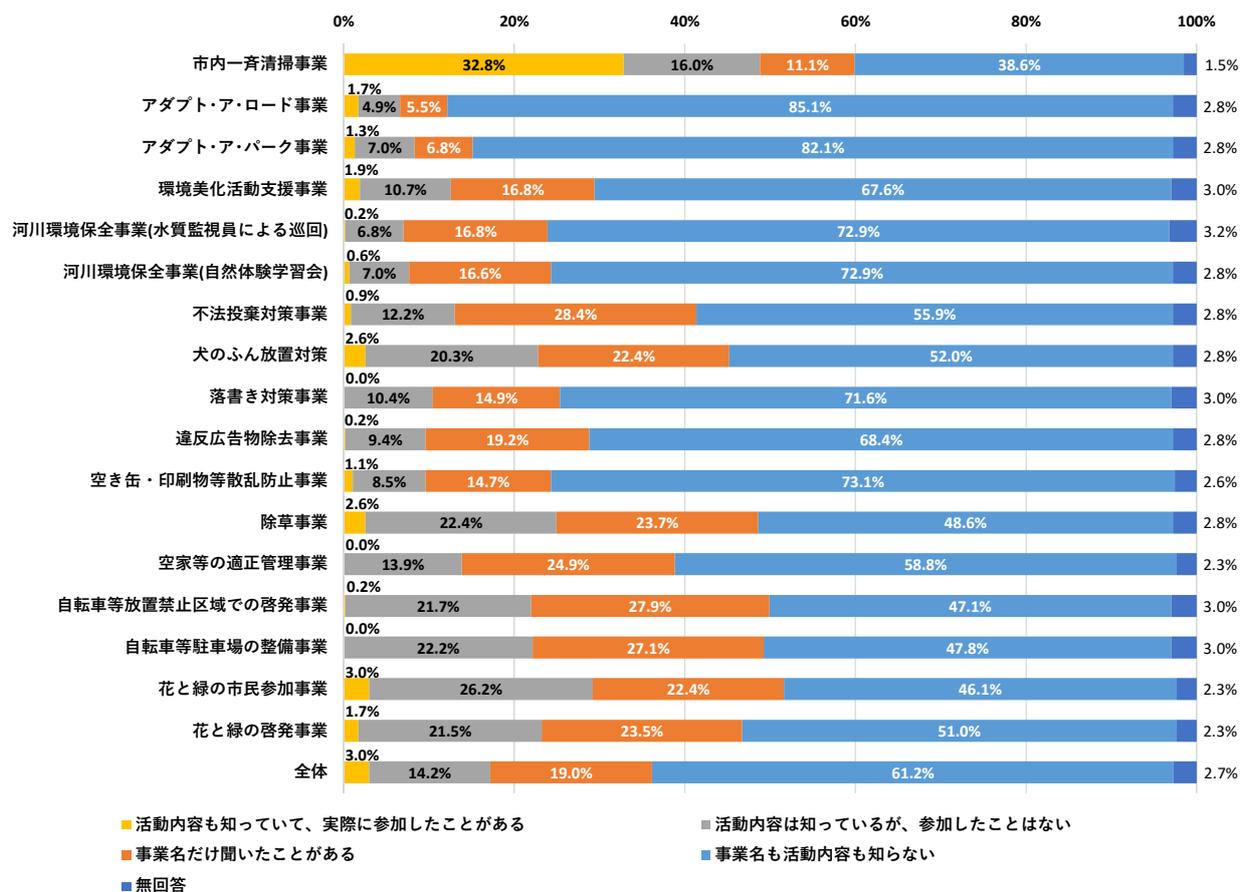
問8 つくば市できれいに整備や管理されていると思う場所についてご自由に記入してください。また、その理由や見どころについても教えてください。(記述)

集計中

## 2.1-3 つくば市が取り組んでいる施策について

問9 きれいなまちづくりのための事業についておたずねします。(単一回答)

きれいなまちづくりのための事業については、「活動内容も知っていて実際に参加したことがある」割合が32.8%と最も高いのは「市内一斉清掃事業」でした。「活動内容は知っているが、参加したことはない」割合が最も高かったのは「花と緑の市民参加事業」で26.2%となっています。

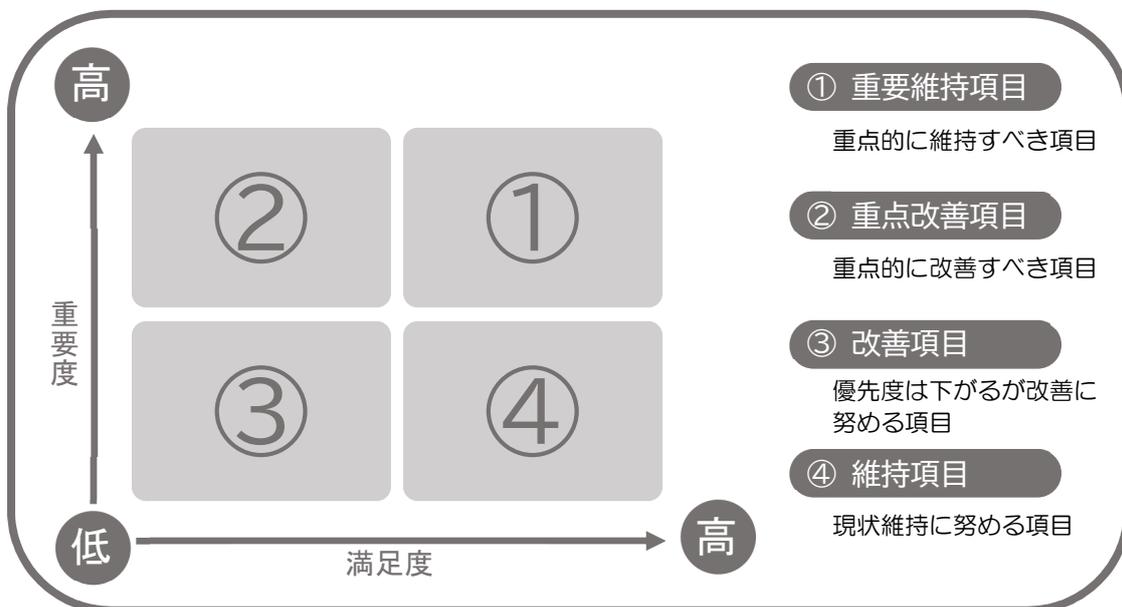
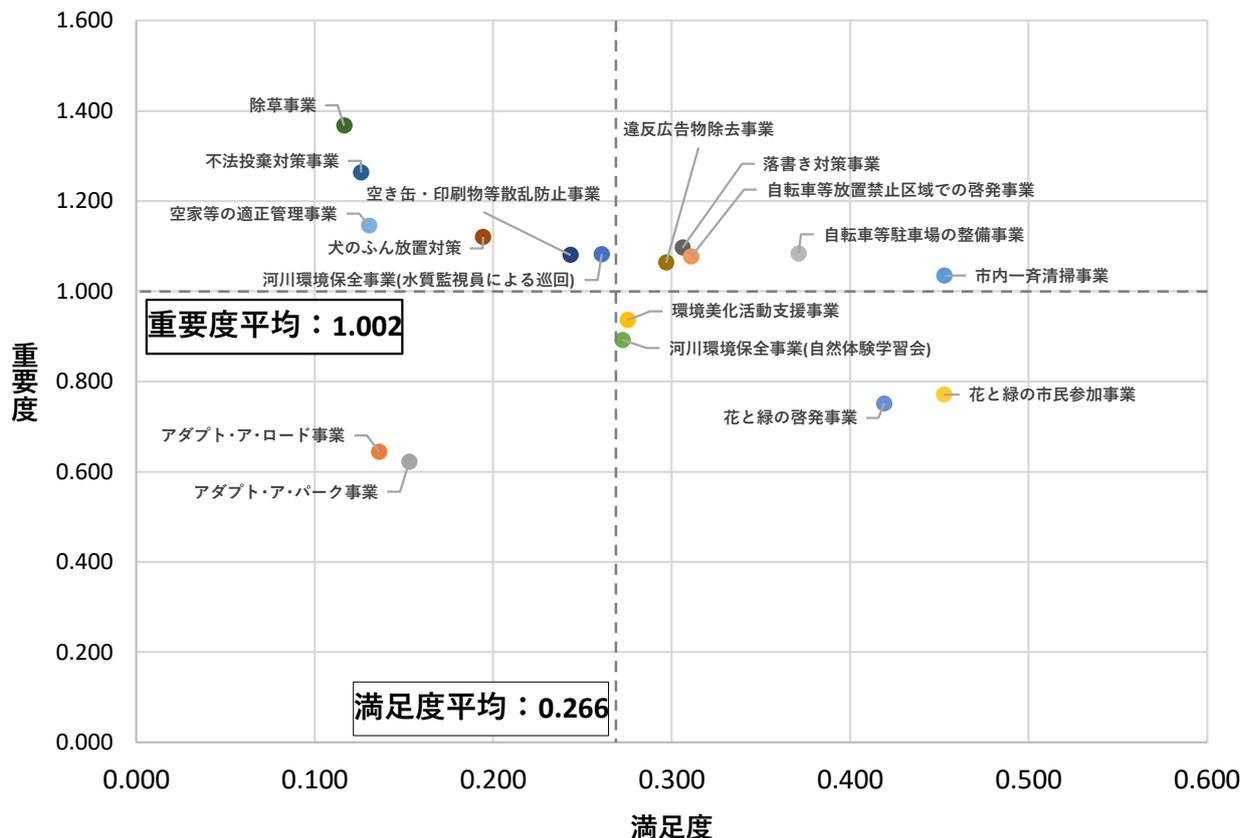


問 10 市の事業について、あなたの満足度・重要度をお聞かせください。(単一回答)

市の事業の重要度が最も高かった事業は、「除草事業」でした。次いで「不法投棄対策事業」「空家等の適正管理事業」「犬のふん放置対策」となりました。

満足度が最も高かった事業は、「市内一斉清掃事業」と「花と緑の市民参加事業」でした。次いで「花と緑の啓発事業」「自転車等放置禁止区域での啓発事業」「自転車等放置禁止区域での啓発事業」となりました。

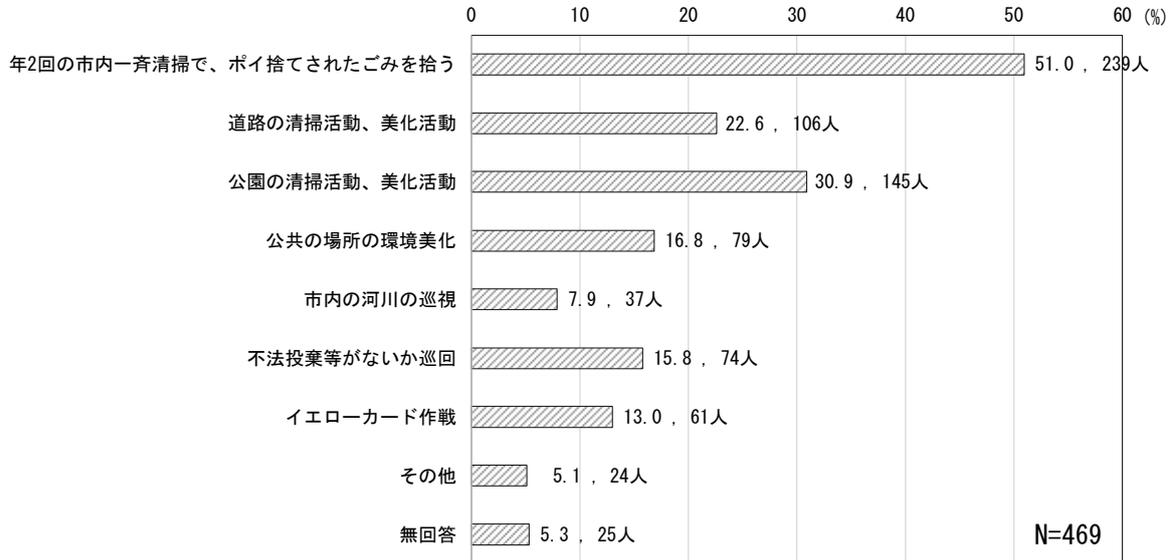
また、満足度平均は 0.266、重要度の平均は 1.002 でした。



問 11

「ごみの投棄対策」について、ボランティアとして参加してみたいと思うことはどれですか。（複数回答・2問まで）

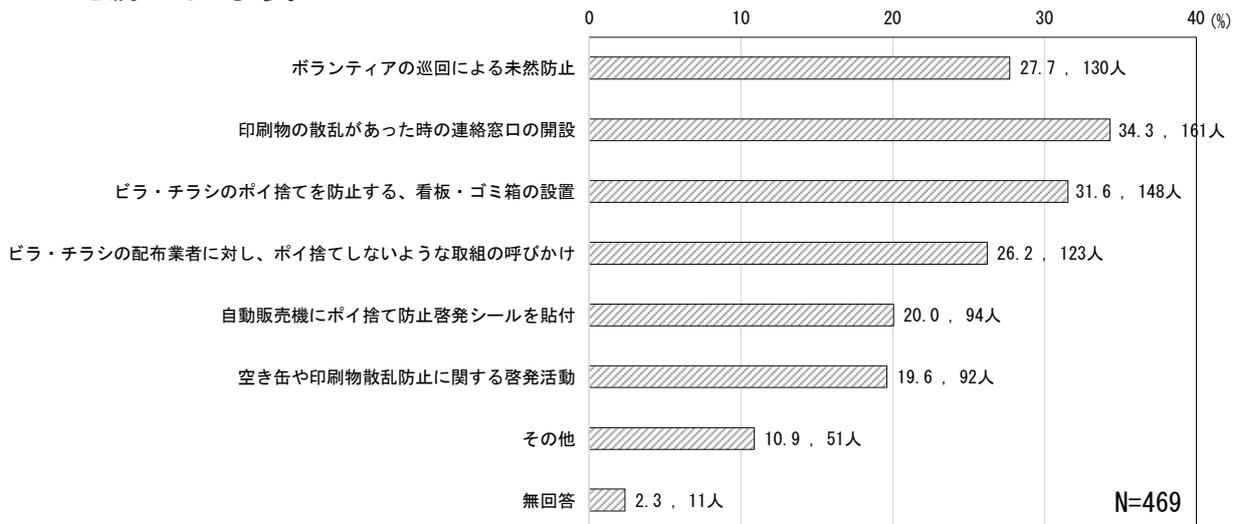
「ごみの投棄対策」について参加してみたいボランティアは、「年2回の市内一斉清掃で、ポイ捨てされたごみを拾う」が51.0%と最も高く、次いで「公園の清掃活動、美化活動」が30.9%、「道路の清掃活動、美化活動」が22.6%、「公共の場所の環境美化」が16.8%と続いています。



問 12

「空き缶・印刷物等散乱防止」のために、有効だと思うことはどれですか。（複数回答・2問まで）

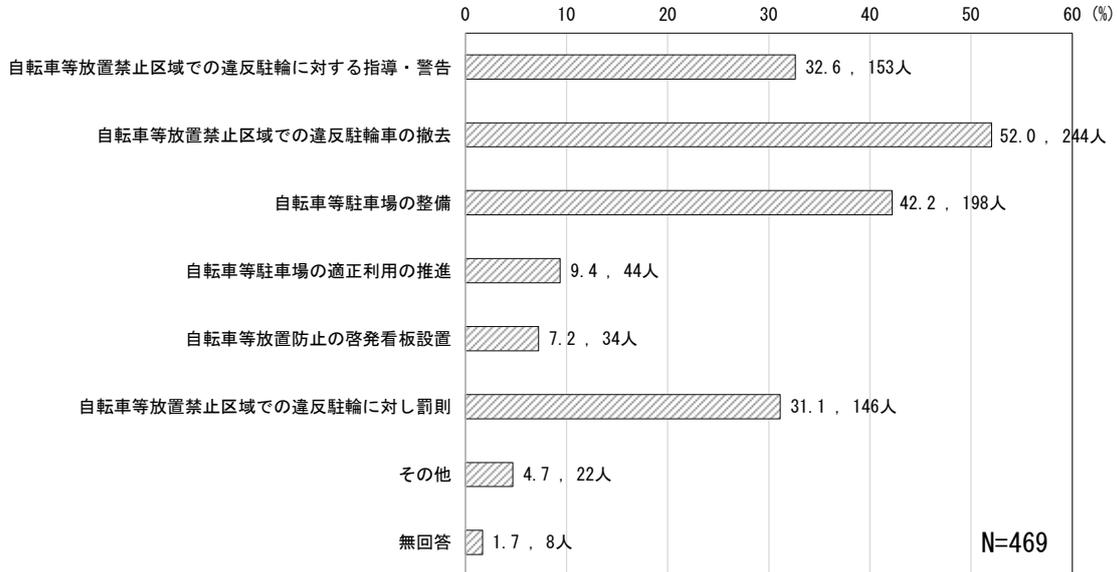
「空き缶・印刷物等散乱防止」に有効だと思うことは、「印刷物の散乱があった時の連絡窓口の開設」が34.3%と最も高く、次いで「ビラ・チラシのポイ捨てを防止する、看板・ゴミ箱の設置」が31.6%、「ボランティアの巡回による未然防止」が27.7%、「ビラ・チラシの配布業者に対し、ポイ捨てしないような取組の呼びかけ」が26.2%と続いています。



問 13

「放置自転車対策」として、有効だと思うことはどれですか。  
(複数回答・2問まで)

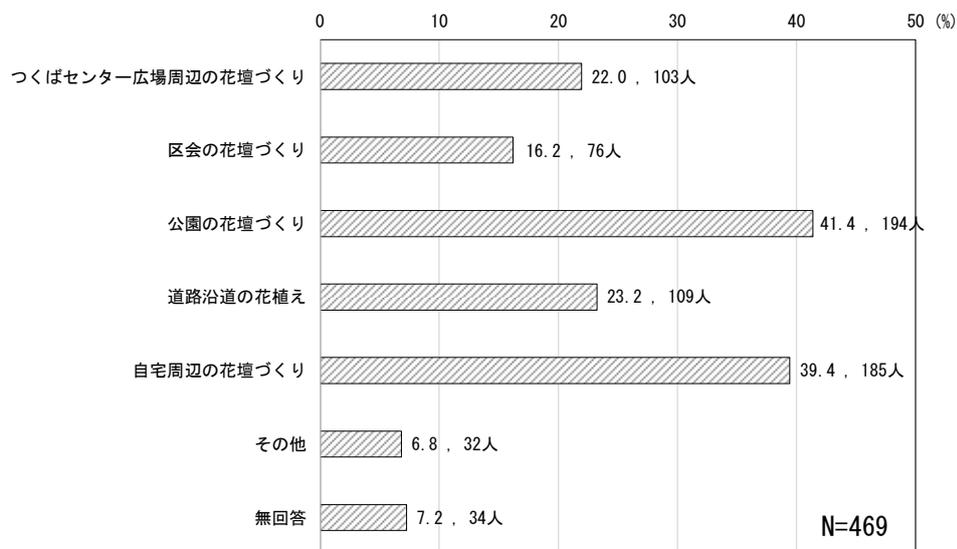
「放置自転車対策」に有効だと思うことは、「自転車等放置禁止区域での違反駐輪車の撤去」が52.0%と最も高く、次いで「自転車等駐車場の整備」が42.2%、「自転車等放置禁止区域での違反駐輪に対する指導・警告」が32.6%、「自転車等放置禁止区域での違反駐輪に対し罰則」が31.1%と続いています。



問 14

「花と緑の美化活動」で、参加してみたいと思うことはどれですか。  
(複数回答・2問まで)

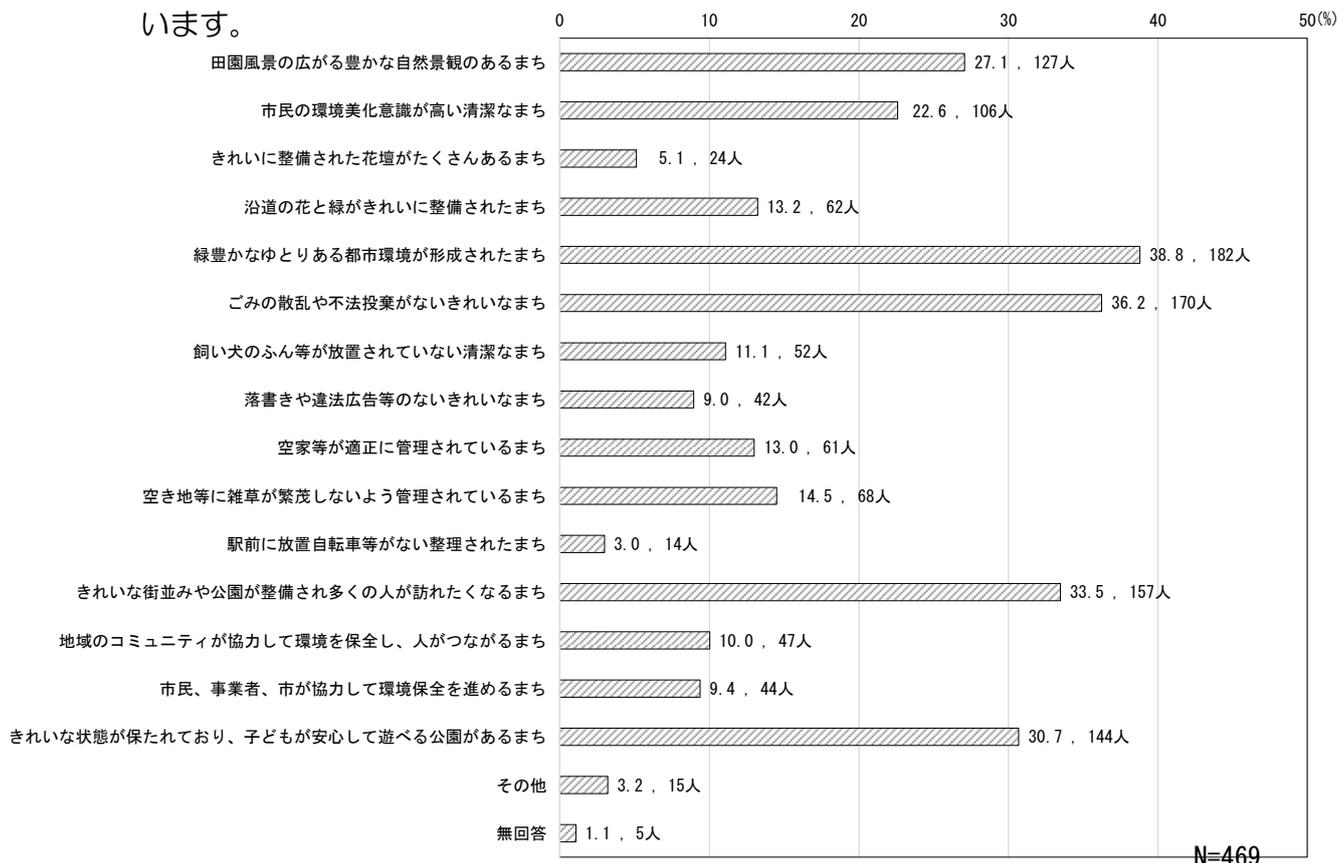
「花と緑の美化活動」で参加してみたいと思うことは、「公園の花壇づくり」が41.4%と最も高く、次いで「自宅周辺の花壇づくり」が39.4%、「道路沿道の花植え」が23.2%、「つくばセンター広場周辺の花壇づくり」が22.0%と続いています。



## 2.1-4 つくば市の将来像について

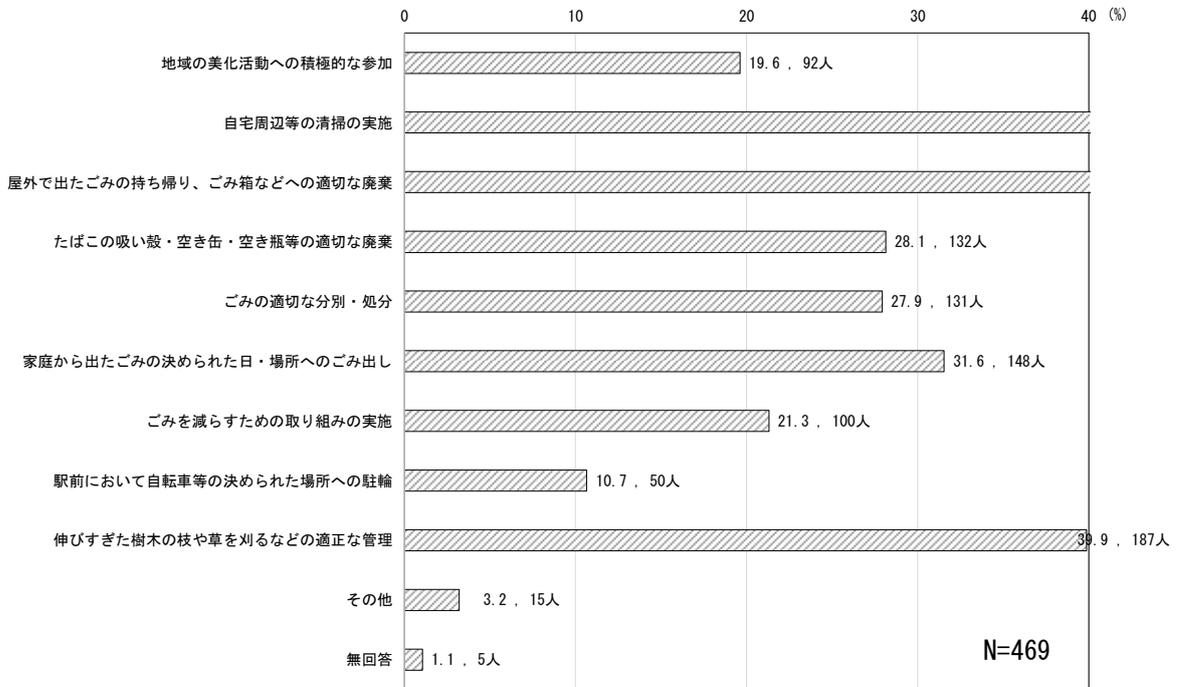
問 15 つくば市は、将来どのようなまちであつたらいいと思いますか。  
(複数回答・3問まで)

理想のまちの将来像については、「緑豊かなゆとりある都市環境が形成されたまち」が38.8%と最も高く、次いで「ごみの散乱や不法投棄がないきれいなまち」が36.2%、「きれいな街並みや公園が整備され多くの人を訪れたいまち」が33.5%、「きれいな状態が保たれており、子どもが安心して遊べる公園があるまち」が30.7%と続いています。



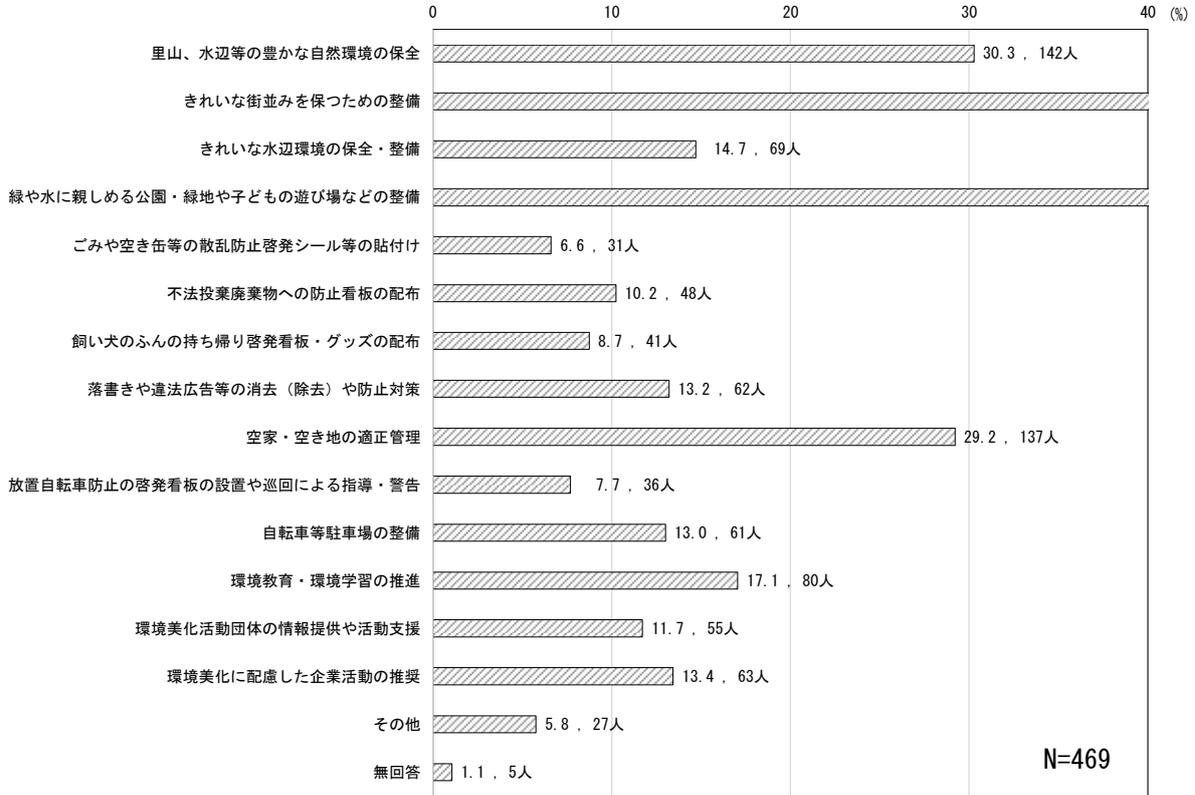
問 16 きれいなまちづくりのために、市民にはどのような役割が必要だと思いますか。（複数回答・3問まで）

きれいなまちづくりのための市民の役割は、「屋外で出たごみの持ち帰り、ごみ箱などへの適切な廃棄」が52.0%と最も高く、次いで「自宅周辺等の清掃の実施」が40.3%、「伸びすぎた樹木の枝や草を刈るなどの適正な管理」が39.9%、「家庭から出たごみの決められた日・場所へのごみ出し」が31.6%と続いています。



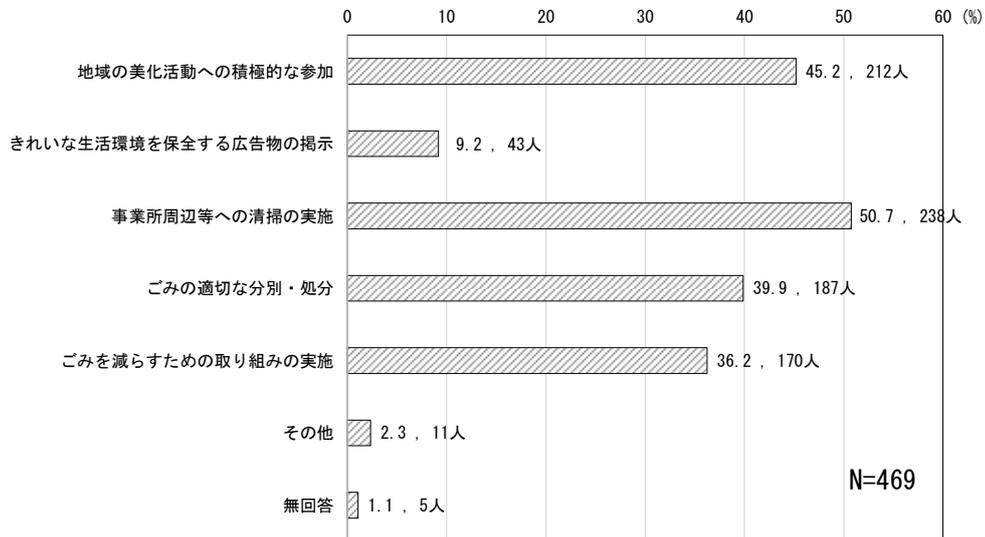
**問 17** きれいなまちづくりのために、市にはどのような役割が必要だと思いますか。  
(複数回答・3問まで)

きれいなまちづくりのための市の役割は、「きれいな街並みを保つための整備」が50.3%と最も高く、次いで「緑や水に親しめる公園・緑地や子どもの遊び場などの整備」が43.5%、「里山、水辺等の豊かな自然環境の保全」が30.3%、「空家・空き地の適正管理」が29.2%と続いています。



**問 18** きれいなまちづくりのために、事業者にはどのような役割が必要だと思いますか。  
(複数回答・2問まで)

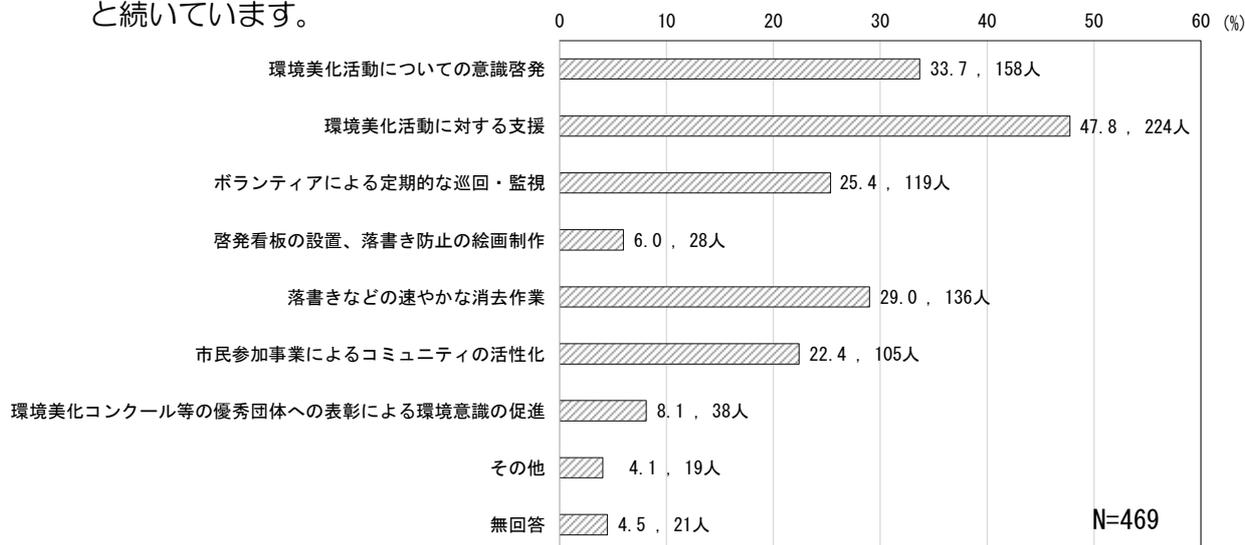
きれいなまちづくりのための事業者の役割は、「事業所周辺等への清掃の実施」が50.7%と最も高く、次いで「地域の美化活動への積極的な参加」が45.2%、「ごみの適切な分別・処分」が39.9%、「ごみを減らすための取り組みの実施」が36.2%と続いています。



## 2.1-5 きれいなまちづくりのための対策について

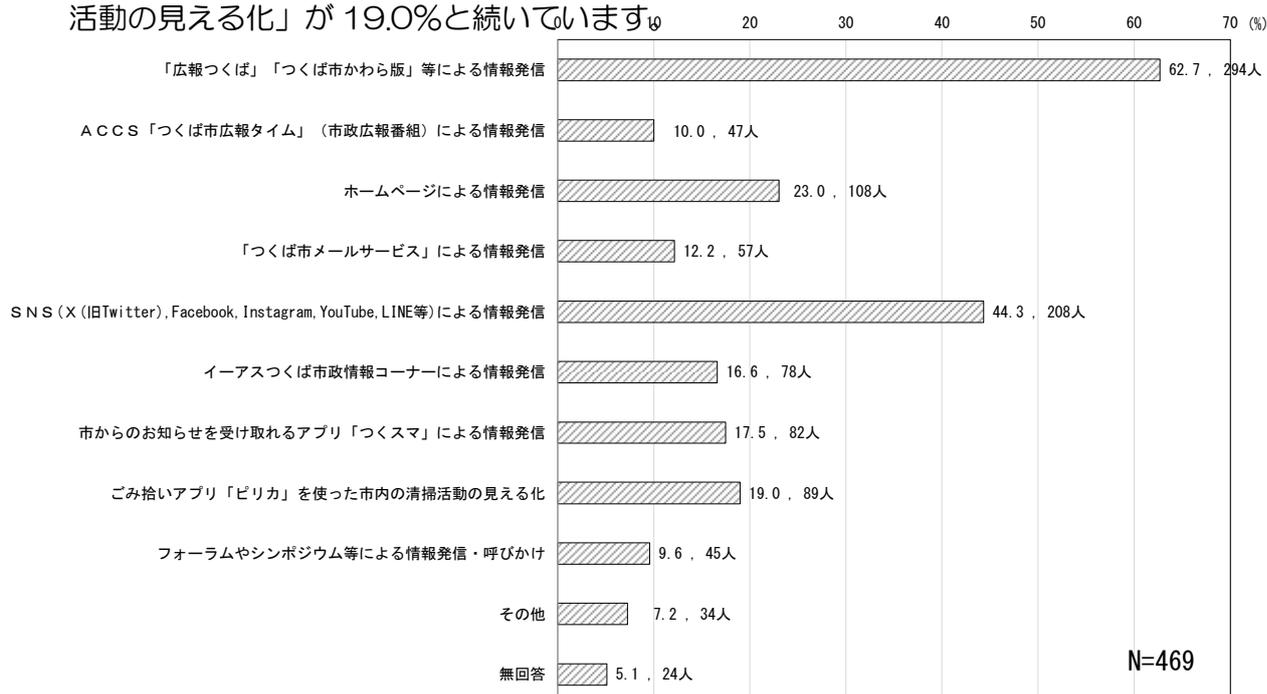
問 19 きれいなまちづくりのために、有効だと思うことはどれですか。  
(複数回答・2問まで)

きれいなまちづくりのために有効だと思うことは、「環境美化活動に対する支援」が47.8%と最も高く、次いで「環境美化活動についての意識啓発」が33.7%、「落書きなどの速やかな消去作業」が29.0%、「ボランティアによる定期的な巡回・監視」が25.4%と続いています。



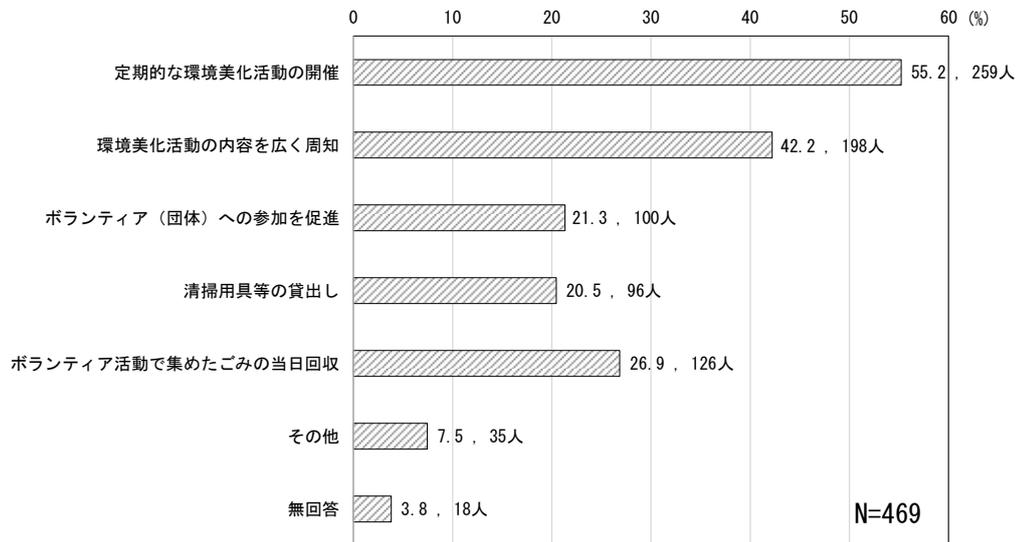
問 20 きれいなまちづくり活動を広めるために、有効だと思うものはどれですか。  
(複数回答・3問まで)

きれいなまちづくり活動を広めるために有効だと思うことは、『広報つくば』『つくば市かわら版』等による情報発信」が62.7%と最も高く、次いで「SNS(X(旧Twitter), Facebook, Instagram, YouTube, LINE等)による情報発信」が44.3%、「ホームページによる情報発信」が23.0%、「ごみ拾いアプリ「ピリカ」を使った市内の清掃活動の見える化」が19.0%と続いています。



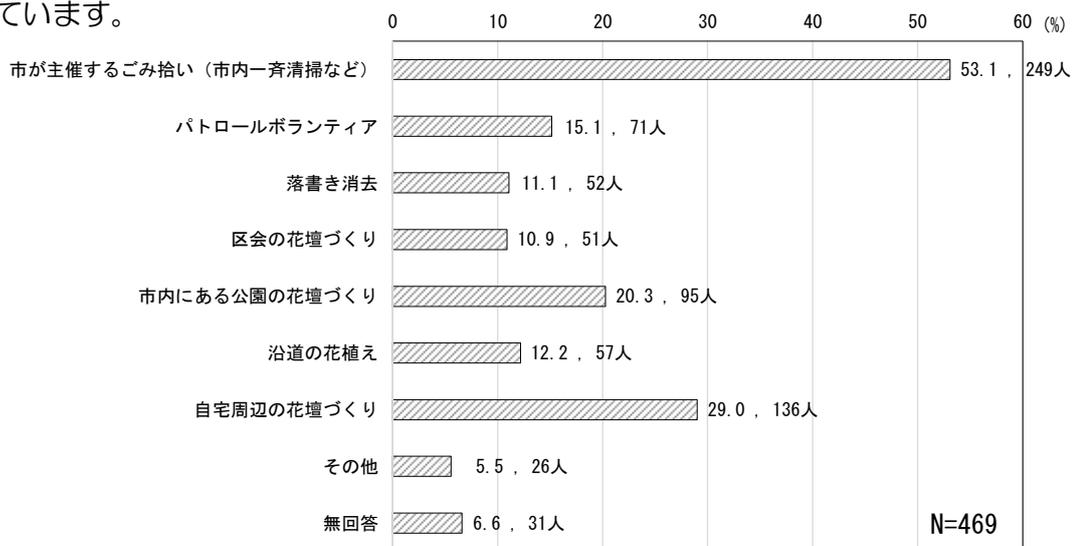
問 21 | きれいなまちづくりのために、市はどのようなことをすればよいと思いますか。（複数回答・2問まで）

きれいなまちづくりのために市はどのようなことをすればいいかについては、「定期的な環境美化活動の開催」が 55.2%と最も高く、次いで「環境美化活動の内容を広く周知」が 42.2%、「ボランティア活動で集めたごみの当日回収」が 26.9%、「ボランティア（団体）への参加を促進」が 21.3%と続いています。



問 22 | きれいなまちづくりのために、参加してみたいと思うことはどれですか。（複数回答・2問まで）

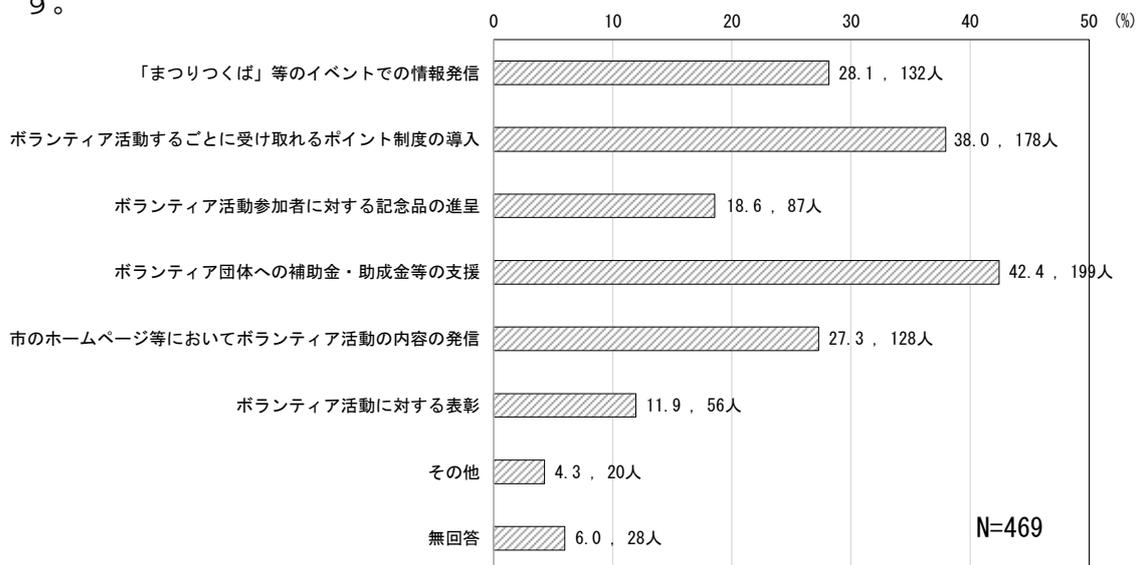
きれいなまちづくりのために参加してみたいと思うことは、「市が主催するごみ拾い（市内一斉清掃など）」が 53.1%と最も高く、次いで「自宅周辺の花壇づくり」が 29.0%、「市内にある公園の花壇づくり」が 20.3%、「パトロールボランティア」が 15.1%と続いています。



問 23

ボランティアの新規募集について、有効だと思うことはどれですか。  
(複数回答・2問まで)

ボランティアの新規募集に有効だと思うことは、「ボランティア団体への補助金・助成金等の支援」が42.4%と最も高く、次いで「ボランティア活動することに受け取れるポイント制度の導入」が38.0%、「『まつりつくば』等のイベントでの情報発信」が28.1%、「市のホームページ等においてボランティア活動の内容の発信」が27.3%と続いています。



## 2.1-6 つくば市のきれいなまちづくりについて

問 24	あなたがつくば市をきれいなまちにするために必要と思うことを自由にお書きください。（記述）
------	--

集計中

資料編

## つくば市きれいなまちづくりに関するアンケート調査

ご協力お願いいたします

つくば市では、市民・事業者・市の三者の協働によるきれいなまちづくりの取組を推進するため、平成20年1月に「つくば市きれいなまちづくり行動計画」を策定しました。今年度は、現行の「第5次つくば市きれいなまちづくり行動計画（対象期間：令和2年度～令和6年度）」の最終年度に当たります。そこで、第6次行動計画（対象期間：令和7年度～令和11年度）に市民の皆様の考えを反映したく、本アンケートを実施します。

アンケートの内容は、市の現状やきれいなまちづくりの取組に対する満足度、及び市が進める施策に対するご意見を伺うものです。何卒、ご協力をお願いいたします。

令和6年（2024年）7月

つくば市長 五十嵐立青

7月22日（月）までに、ご回答をお願いします。

インターネットで回答



ID:



アクセスはこちらから  
左の二次元コードを読み取るか、下記のURLから回答用サイトへアクセスいただき、上記のID（調査番号）を入力してご利用ください。この場合は調査票を郵送していただく必要はありません。

<https://ever-net.post-survey.com/tsukuba2024/>

紙の調査票で回答

調査票に回答を記入し、同封の返信用封筒（切手不要）に入れてポストに投函してください。

### ◆◆調査票のご記入にあたって◆◆

- ・本調査票は、住民基本台帳から無作為抽出したつくば市在住の15歳以上の方2,000人を対象にご協力をお願いするものです。
- ・調査の回答は、あて名のご本人が行ってください。それが難しい場合は、ご本人の意思を確認したうえでご家族の方がお答えいただいても結構です。
- ・お名前やご連絡先をご記入いただく必要はございません。すべて統計的に処理いたしますので、個人が特定されることはありません。また、他の目的には利用いたしません。
- ・ウェブ回答との重複を防ぐため、調査票ごとにIDを設定しておりますが、ランダムに付与しており回答者個人を特定できないようにしています。また、返信用封筒の受取人あて先の下にある「バーコード」は料金受取人払のために郵便局が使用するもので、個人を特定するためのものではありません。

〈お問合せ先〉

つくば市 生活環境部 環境保全課 環境保全係  
TEL 029-883-1111（代表）内線 4340

I. ご記入いただく方についておたずねします。

**問1** あなたの年齢をおたずねします。  
あてはまる番号に1つ「○」をつけてください。

- |         |          |         |
|---------|----------|---------|
| 1. 10歳代 | 2. 20歳代  | 3. 30歳代 |
| 4. 40歳代 | 5. 50歳代  | 6. 60歳代 |
| 7. 70歳代 | 8. 80歳以上 |         |

**問2** あなたのお住いの郵便番号を下記にご記入ください。

〒 \_\_\_\_\_

**問3** あなたはつくば市に住んでから何年になりますか。  
あてはまる番号に1つ「○」をつけてください。

- |          |          |           |
|----------|----------|-----------|
| 1. 5年未満  | 2. 5～10年 | 3. 10～20年 |
| 4. 20年以上 |          |           |

**問4** あなたの職業についておたずねします。  
あてはまる番号に1つ「○」をつけてください。  
(2つ以上の職業に該当する方は主たる職業を選んでください。)

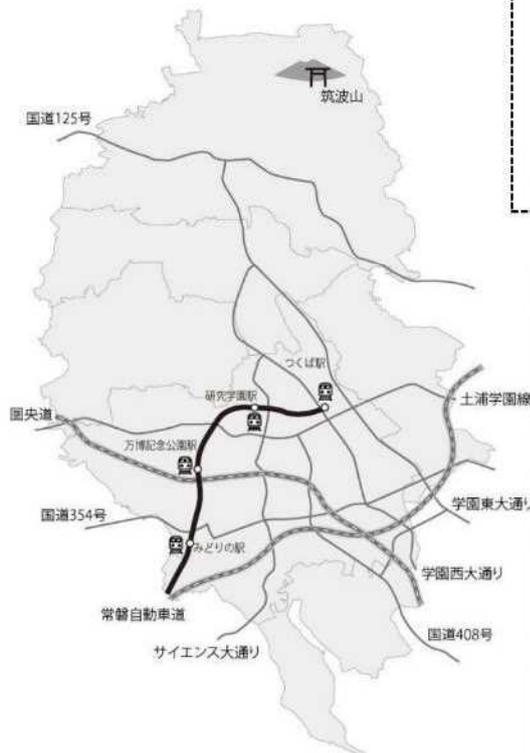
- |              |            |          |
|--------------|------------|----------|
| 1. 会社員・公務員   | 2. 自営業     | 3. 農林業   |
| 4. アルバイト・パート | 5. 主婦・主夫   | 6. 学生・生徒 |
| 7. 無職        | 8. その他 ( ) |          |

## Ⅱ. つくば市についておたずねします。

**問5** 景観の観点からつくば市はきれいなまちだと思いますか。  
あてはまる番号に1つ「○」をつけてください。

- |                    |                |
|--------------------|----------------|
| 1. とてもきれい          | 2. どちらかといえばきれい |
| 3. どちらかといえばきれいではない | 4. きれいではない     |
| 5. どちらともいえない       |                |

**問6** つくば市で景観がきれいだと思う場所についてご自由に記入してください。  
また、その理由や見どころについても教えてください。



### <記入例>

場 所	北条大池
理 由	春は池周辺の桜がきれいで、 平沢官衙遺跡など散策ができるから

場 所	
理 由	

場 所	
理 由	

場 所	
理 由	

**問7**

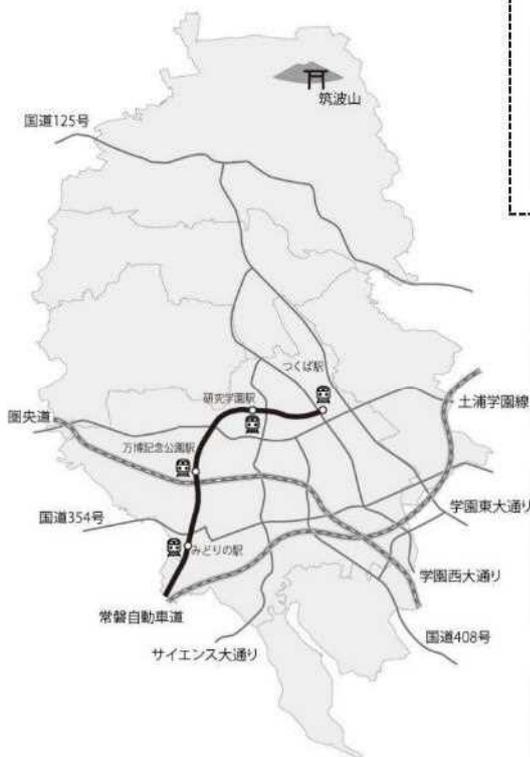
整備や管理の観点からつくば市はきれいなまちだと思いますか。

あてはまる番号に1つ「〇」をつけてください。

- |                    |                |
|--------------------|----------------|
| 1. とてもきれい          | 2. どちらかといえばきれい |
| 3. どちらかといえばきれいではない | 4. きれいではない     |
| 5. どちらともいえない       |                |

**問8**

つくば市できれいに整備や管理されていると思う場所についてご自由に記入してください。また、その理由や見どころについても教えてください。



## &lt;記入例&gt;

場 所	万博記念公園駅周辺
理 由	科学万博記念公園の花や広場、 科学の門など家族で楽しめるから

場 所	
理 由	

場 所	
理 由	

場 所	
理 由	

### Ⅲ. つくば市が取り組んでいる施策についておたずねします。

#### ■ 事業ごとの取組概要のご紹介

事業名	概要
市内一斉清掃事業	年に2回、各区会単位で道路沿い等にポイ捨てされた空き缶、空きびん等を拾い集めてもらい、ごみ回収を目的としている。
アダプト・ア・ロード事業 (道路里親制度)	道路において市民が道路の里親となって、空き缶やごみの収集、除草、清掃、道路破損の通報等の愛護活動、美化活動を行う事業のこと。
アダプト・ア・パーク事業 (公園里親制度)	公園等において市民が公園等の里親となって、空き缶やごみの収集、除草、清掃、公園破損の通報等の愛護活動、美化活動を行う事業のこと。
環境美化活動支援事業	ごみ拾いや落書き消しなどの環境美化活動を実施する市民・事業者に対し、つくば市が清掃用具等の支援を行うことにより、市民の自主的なボランティア参加を促進させる事業のこと。
河川環境保全事業 (水質監視員による巡回)	つくば市内の河川の水質汚濁、ごみの不法投棄等、河川環境の悪化の状況を的確にとらえるため、毎月河川の巡視等を行っている。
河川環境保全事業 (自然体験学習会)	河川流域の小学生に稚魚放流を実施してもらい、自然景観に配慮したまちづくり推進の意識育成を図る。
不法投棄対策事業	重点監視区域への定期的巡回や防犯・環境美化サポーターによる巡回監視活動等を行い、不法投棄の発生を未然に防ぐための事業のこと。
犬のふん放置対策事業	広報紙等でふんの持ち帰りについて啓発活動をしたり、ボランティア団体が地域巡回を行っている。ふんの放置されている場所にイエローカードを設置し、監視している姿勢を視覚的に示すイエローカード作戦という取組を実施している。
落書き対策事業	防犯・美化サポーター※による巡回を行い、落書きの未然防止対策や市内の落書きに対して消去作業を実施している事業のこと。
違反広告物除却事業	まちや自然の美しい景観を維持するために、市民、事業者、市、警察等が一体となって違反広告物の除去等を行う事業のこと。
空き缶・印刷物等散乱防止事業	防犯・美化サポーターによる巡回や散乱防止責任者への指導、散乱防止啓発シールの貼付等を推進している。また、公共の場所でチラシ等の印刷物が散乱している場合には回収と適正処理を指導している。
除草事業	空き地の雑草繁茂を未然に防ぎ、まちの景観や生活環境の保持するための事業。空き地所有者には適正管理の啓発や指導を実施する。
空家等の適正管理事業	市民からの相談を受けて、現況調査を行い、管理不全の場合は所有者に対して助言、指導を行っている。また、空家等の有効活用施策を実施しており、地域の生活環境の保全と活性化を図っている。
自転車等放置禁止区域等での啓発事業	「つくば市自転車盗放置防止条例」に基づき、TX各駅周辺に指定する自転車等放置禁止区域において、自転車等の放置防止指導及び警告を実施している事業。定期的に放置自転車等の撤去も行っている。
自転車等駐車場の整備事業	自転車等の放置を防止するため、自転車等利用予測に基づいた自転車等駐車場整備を図る事業。きれいな景観が保たれた安全で快適な市民生活の確保を図っている。
花と緑の市民参加事業	市民協働によるつくばセンター広場周辺の花壇活動や地域の自主的な花壇活動を行っている。また、活動に対して必要な花苗や用土等をつくば市が支援している。
花と緑の啓発事業	イベント時に花苗等の配布を行い、自宅等の土地での花壇活動を推進している。市民の環境美化意識の高まりや市内全体の花による環境美化を目指している。

※つくば市きれいなまちづくり条例に基づき、青色回転灯を装備した車でごみのポイ捨てや不法投棄などの巡回監視活動を行っている。

問9

きれいなまちづくりのための事業についておたずねします。

次の①～⑰について、それぞれあてはまる番号に1つ「〇」をつけてください。

事業		活動内容も知っていて、実際に参加したことがある	活動内容は知っているが、参加したことはない	事業名だけ聞いたことがある	事業名も活動内容も知らない
ごみ 投棄 対策	① 市内一斉清掃事業	4	3	2	1
	② アダプト・ア・ロード事業	4	3	2	1
	③ アダプト・ア・パーク事業	4	3	2	1
	④ 環境美化活動支援事業	4	3	2	1
	⑤ 河川環境保全事業(水質監視員による巡回)	4	3	2	1
	⑥ 河川環境保全事業(自然体験学習会)	4	3	2	1
	⑦ 不法投棄対策事業	4	3	2	1
	⑧ 犬のふん放置対策	4	3	2	1
まちの 景観 保全 対策	⑨ 落書き対策事業	4	3	2	1
	⑩ 違反広告物除去事業	4	3	2	1
	⑪ 空き缶・印刷物等散乱防止事業	4	3	2	1
	⑫ 除草事業	4	3	2	1
	⑬ 空家等の適正管理事業	4	3	2	1
自転 車 放 置	⑭ 自転車等放置禁止区域での啓発事業	4	3	2	1
	⑮ 自転車等駐車場の整備事業	4	3	2	1
花 と 緑	⑯ 花と緑の市民参加事業	4	3	2	1
	⑰ 花と緑の啓発事業	4	3	2	1

問 10

市の事業について、あなたの満足度・重要度をお聞かせください。

次の①～⑰について、それぞれあてはまる番号に1つ「○」をつけてください。

事業	満足度					重要度					
	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	重要	やや重要	どちらともいえない	あまり重要でない	重要でない	
ごみ投棄対策	① 市内一斉清掃事業	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	② アダプト・ア・ロード事業	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	③ アダプト・ア・パーク事業	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	④ 環境美化活動支援事業	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	⑤ 河川環境保全事業 (水質監視員による巡回)	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	⑥ 河川環境保全事業 (自然体験学習会)	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	⑦ 不法投棄対策事業	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	⑧ 犬のふん放置対策	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
まちの景観保全対策	⑨ 落書き対策事業	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	⑩ 違反広告物除去事業	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	⑪ 空き缶・印刷物等散乱防止事業	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	⑫ 除草事業	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	⑬ 空家等の適正管理事業	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
放屁自転車	⑭ 自転車等放置禁止区域での啓発事業	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	⑮ 自転車等駐車場の整備事業	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
花と緑	⑯ 花と緑の市民参加事業	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	⑰ 花と緑の啓発事業	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1

**問 11**

「ごみの投棄対策」について、ボランティアとして参加してみたいと思うことはどれですか。

あてはまる番号に「○」を2つまでつけてください。

1. 年2回の市内一斉清掃で、ポイ捨てされたごみを拾う
2. 道路の清掃活動、美化活動
3. 公園の清掃活動、美化活動
4. 公共の場所の環境美化
5. 市内の河川の巡視
6. 不法投棄等がないか巡回
7. イエローカード作戦※
8. その他 ( )

**※イエローカード作戦とは…**

地域と自治体が一丸となって進める「犬のふん放置対策」の取組です。

放置されたふんの横にイエローカードを設置することにより、地域ぐるみで犬のふん放置を監視していることを飼い主に認識させ、飼い主にふんの処理についてマナー向上を働きかけています。

**問 12**

「空き缶・印刷物等散乱防止」のために、有効だと思うことはどれですか。

あてはまる番号に「○」を2つまでつけてください。

1. ボランティアの巡回による未然防止
2. 印刷物等の散乱があった時の連絡窓口の開設
3. ビラ・チラシのポイ捨てを防止する、看板・ゴミ箱の設置
4. ビラ・チラシの配布業者に対し、ポイ捨てしないような取組の呼びかけ
5. 自動販売機にポイ捨て防止啓発シールを貼付
6. 空き缶や印刷物散乱防止に関する啓発活動
7. その他 ( )

問 13

「放置自転車対策」として、有効だと思うことはどれですか。

あてはまる番号に「○」を2つまでつけてください。

1. 自転車等放置禁止区域での違反駐輪に対する指導・警告
2. 自転車等放置禁止区域での違反駐輪車の撤去
3. 自転車等駐車場の整備
4. 自転車等駐車場の適正利用の推進
5. 自転車等放置防止の啓発看板設置
6. 自転車等放置禁止区域での違反駐輪に対し罰則
7. その他（

）

問 14

「花と緑の美化活動」で、参加してみたいと思うことはどれですか。

あてはまる番号に「○」を2つまでつけてください。

1. つくばセンター広場周辺の花壇づくり
2. 区会の花壇づくり
3. 公園の花壇づくり
4. 道路沿道の花植え
5. 自宅周辺の花壇づくり
6. その他（

）

#### Ⅳ. つくば市の将来像についておたずねします。

問 15 つくば市は、将来どのようなまちであつたらいいと思いますか。  
あてはまる番号に「○」を3つまでつけてください。

1. 田園風景の広がる豊かな自然景観のあるまち
2. 市民の環境美化意識が高い清潔なまち
3. きれいに整備された花壇がたくさんあるまち
4. 沿道の花と緑がきれいに整備されたまち
5. 緑豊かなゆとりある都市環境が形成されたまち
6. ごみの散乱や不法投棄がないきれいなまち
7. 飼い犬のふん等が放置されていない清潔なまち
8. 落書きや違法広告等のないきれいなまち
9. 空家等が適正に管理されているまち
10. 空き地等に雑草が繁茂しないよう管理されているまち
11. 駅前に放置自転車等がない整理されたまち
12. きれいな街並みや公園が整備され、多くの人が訪れたいくなるまち
13. 地域のコミュニティが協力して環境を保全し、人がつながるまち
14. 市民、事業者、市が協力して環境保全を進めるまち
15. きれいな状態が保たれており、子どもが安心して遊べる公園があるまち
16. その他 ( )



**問 18** きれいなまちづくりのために、事業者にはどのような役割が必要だと思いますか。  
あてはまる番号に「○」を2つまでつけてください。

1. 地域の美化活動への積極的な参加
2. きれいな生活環境を保全する広告物の掲示
3. 事業所周辺等への清掃の実施
4. ごみの適切な分別・処分
5. ごみを減らすための取り組みの実施
6. その他 ( )

V. きれいなまちづくりのための対策についておたずねします。

問 19 きれいなまちづくりのために、有効だと思うことはどれですか。  
あてはまる番号に「○」を2つまでつけてください。

1. 環境美化活動についての意識啓発
2. 環境美化活動に対する支援
3. ボランティアによる定期的な巡回・監視
4. 啓発看板の設置、落書き防止の絵画制作
5. 落書きなどの速やかな消去作業
6. 市民参加事業によるコミュニティの活性化
7. 環境美化コンクール等の優秀団体への表彰による環境意識の促進
8. その他 ( )

問 20 きれいなまちづくり活動を広めるために、有効だと思うものはどれですか。  
あてはまる番号に「○」を3つまでつけてください。

1. 「広報つくば」「つくば市かわら版」等による情報発信
2. ACCS「つくば市広報タイム」(市政広報番組)による情報発信
3. ホームページによる情報発信
4. 「つくば市メールサービス」による情報発信
5. SNS (X (旧 Twitter)、Facebook、Instagram、YouTube、LINE 等)による情報発信
6. イーアスつくば(市政情報コーナー)による情報発信
7. 市からのお知らせを受け取れるアプリ「つくスマ」による情報発信
8. ごみ拾いアプリ「ピリカ」<sup>\*</sup>を使った市内の清掃活動の見える化
9. フォーラムやシンポジウム等による情報発信・呼びかけ
10. その他 ( )

※清掃活動を記録・発信できるサービス。1つ1つの投稿に「ごみを拾ってくれてありがとう」等のコメントを活動者間で送り合うこともでき、誰でも気軽に楽しく清掃活動ができる SNS アプリ。



Ⅵ. つくば市のきれいなまちづくりについておたずねします。

問 24

あなたがつくば市をきれいなまちにするために必要と思うことを自由にお書きください。


質問は以上です。ご協力ありがとうございました。





## 確認資料に関する御意見一覧

番号	事業名	御意見の内容	担当課
1	不法投棄対策事業	不法投棄させないための対策と、投棄された廃棄物の処理を分けては如何でしょうか。	環境衛生課
2	飼い犬のふん放置対策事業	ふんを放置する人は、何回を言ってもやりますし、イエローカードなども無視しますので、軽犯罪であることを分かってもらう対策は必要でしょう。	環境保全課
3	落書き対策事業	落書きをきれいに行っている内容を、落書きの多いエリアに表示するのはどうでしょうか。	環境保全課